

核兵器不拡散条約体制の基本構造

— NPT第一・二条の形成と展開 —

黒 沢 満

まえがき

一 定義の問題

(一) 核兵器国と非核兵器国

(二) 核 兵 器

(三) 平和目的核爆発

二 移譲・受領の禁止

(一) M L F 構 想

(二) 管理の問題

(三) 配備の問題

(四) 禁止の範囲

三 製造の禁止

(一) 製造の意味

(二) 核兵器国による製造

四 援助の禁止

(一) 核兵器国から非核兵器国への援助

(二) 核兵器国から核兵器国への援助

(三) 非核兵器国から非核兵器国への援助

(四) 援助禁止の履行

むすび

まえがき

現代軍縮国際法の中心的枠組である核兵器不拡散条約体制は、一九六〇年代後半に成立し、その後の国際社会の動きに大きな影響を与えている。それは、戦後の軍縮交渉が、核兵器国の核軍縮という側面ではほとんど成果を挙げられておらず、核兵器国の数の増加を防止する点では一定の成果を挙げているからである。この体制は新しい核兵器国の出現を防止するためのさまざまな措置を含むものであるが、その中心は核兵器不拡散条約（NPT）である。このNPTにはすでに一一〇国近くが参加しており、軍縮に関する諸条約の中で最も多くの国が当事国となっている条約である。

またNPTは核兵器国による核軍縮に向けての第一のステップと考えられ、その後の米ソ間の戦略兵器制限交渉(SALT)への道を開いたと理解されている。このNPT体制は、核戦争の勃発の危険を減少させ、核軍縮の展望を開くものと期待されていたが、現在までのところそのような希望は実現されていない。NPT体制は、新しい核兵器国の出現の可能性が強くなった時点において、まず第一にそれを阻止しなければ核軍縮も不可能になるであろうという認識の下に生じてきたものであり、その点からみてNPT体制自体は過渡的な暫定的なものであると考えられている。しかし二五年の一応の期間をもつNPTの約半分が過ぎた現在の時点においては、過渡的及び暫定的な性格が強調されるよりも、NPT体制の永続化、恒久化あるいはNPT体制の強化がはかられている。これは核軍縮にはほとんど進展が見られないことを意味すると共に、NPT体制がまだ十分なものでないことをも意味している。NPT体制が十分でないから核軍縮に進展が見られないのか、核軍縮に進展が見られないからNPT体制が不十分なのか、この二つの問題は相互依存的なものであり、どちらが原因でどちらが結果であるか一概に言うことはできないが、NPT体制の一応の成立とともに核軍縮も進展すべきであったと考えられる。

NPT体制は核兵器国と非核兵器国を分離し、その状態を固定するものであるので、多くの非核兵器国はそれになずしも積極的に参加したわけではない。NPT体制の内容は、NPT当事国である非核兵器国の間において互いに核兵器を取得しないと約束することにより、その点での安全保障上のメリットがあることは否定できないが、その主要部分は核兵器国の核軍備に対しては何らの制限も課すことなく、非核兵器国に対して核兵器の開発を全面的に禁止するものである。この点に関して多くの非核兵器国が批判を展開したが、それらはすべて第六条の核軍縮の交渉継続の義務及び将来のNPT再検討会議における審議という形で結着がつけられた。

現在、NPT体制は一応成立し、現代軍縮国際法の中心的柱組となっているが、それ自身多くの矛盾を内部にか

かえているものである。したがって現在NPT体制が一応成立しているにもかかわらず、核兵器の拡散の危険はさらに高まっているのである。これはNPT体制のもつ矛盾のあらわれであると共に、原子力活動の飛躍的な進展が原因となっている。

NPTには一二〇国近くの国家が参加し、かなりの普遍性を確保しているが、参加していない国の中に極めて重要な国が含まれているという事実が存在する。まず核兵器国としてフランス及び中国はNPT当事国ではない。フランスは、条約には参加しないが当事国であるように行動すると宣言しているが、法的には不明確な点が多く残されている。

さらに重要なのは、潜在的核兵器国でありながらNPTに参加しない非核兵器国の存在である。それらの国として、一般に、インド、パキスタン、イスラエル、南アフリカ、ブラジル、アルゼンチンなどが挙げられる。第一に、その中で、インドは一九七四年に地下核爆発を行ない、このNPT体制に対する挑戦を明確に示した。このインドの核爆発は、NPT体制の主要な目的すなわち第六番目の核兵器国——法的ではなく事実上の——の出現の防止に失敗したことを意味する。このインドの核実験によりNPT体制それ自身が崩壊したと考える学者もいる。ただインドの場合、あくまで平和目的核爆発であると主張し、核兵器開発の意図のないことを明らかにし、その後核爆発を行なっていない点において以前の五核兵器国とは異なる。このインドの核実験との関連で、パキスタンの動向も注目しなければならない。

第二の象徴的な出来事は一九七五年の西ドイツとブラジルの核取引であり、この取引において西ドイツはNPT非当事国であるブラジルへのウラン濃縮及びプルトニウム再処理の施設の移転を約束した。フランスも、後にキャンセルされたが、パキスタン及び韓国にプルトニウム再処理施設を移転する契約を結んでいた。これらの出来事

は、原子力技術の急速な発展に伴い、米国のほぼ独占的な市場にフランスや西ドイツ等の新しい国が参入し、原子力市場における競争が激化し、商業的利益が核兵器不拡散の利益より優先される傾向が生じてきたことを示している。

第三に、現在の国際社会の中で特殊な地位を占めているイスラエル及び南アフリカが、核兵器の開発を進めており、一部ではすでに両国が核兵器を所有していると報告されている。これらの国が核兵器を所有することは、国際社会全体の平和と安全にとって極めて危険であるが、これらの国に関しては核兵器の問題以外に解決されなければならない極めて大きな基本的な問題が存在している。

このように一九七〇年代中期以降、NPT体制の限界及び矛盾がさらに明らかになってきたが、これに対してNPT体制の強化をはかる努力もなされている。その一つは、IAEA保障措置の適用範囲を拡大していこうとするものである。すなわち非当事国である非核兵器国の平和的原子力活動のできるだけ多くの部分に保障措置を適用しようとするもので、いくらかの国は全面的な (full-scope) 保障措置の適用を要求している。もう一つは、ロンドンクラブのガイドラインに見られるように、核供給国の側から一定の品目の供給を差し控えたり、核兵器不拡散のためのさまざまな条件をつけ加えたりするものである。さらにまた、原子力平和利用に関する国際的または地域的な制度的枠組を設定することにより、拡散の危険を減少させる努力も行なわれている。

これらの措置はNPT体制強化のための技術的手段であり、部分的にあるいは一時的にはその成果を挙げることであり得るであろう。しかしNPT体制の維持及び強化にとってさらに必要であるのは政治的手段であると考えられる。核兵器開発に関して各国が必要とする技術はすでに多くの国に広まっているし、将来においてはさらに多くの国がそれを取ることができるのであるから、核兵器不拡散のためにはそのための国家の政治的意思が必要であるし、今後

さらに必要となる。すなわち、NPT体制に内在する矛盾を取り除くことが必要であり、そのためには核兵器国による核軍縮の進展及び非核兵器国の安全保障の強化についての措置がとられなければならないと考えられる。

このようにNPT体制の形成と展開に関してさまざまな問題が生じており、その解決のためにはさまざまな政治的及び技術的措置が必要とされている。それらのすべてを検討することによってはじめてNPT体制が現在の国際社会において占める地位及びその意義が明らかになる。⁽¹⁾ 本稿は、その全体的な検討の一部として、NPT体制の基本構造を明らかにしようとするものである。

NPT体制の基本的な権利義務は核兵器不拡散に関するもので、それはNPT第一条及び第二条に凝集されている。したがって本稿は、NPT第一条及び第二条を中心に、その形成と展開を検討することにより、NPT体制の基本構造を明らかにする。NPT体制の本質的な特徴とともにNPT体制に内在する矛盾もすべてこの基本構造に基づくものであるから、本稿はNPT体制の全般的な研究の一部であると共にその中心をなすものである。まず第一に、NPT体制を構成している基本的な概念を明らかにし、その後核兵器不拡散の具体的内容である移譲・受領の禁止、製造の禁止、及び援助の禁止の三つの問題を考察する。NPT第一条及び第二条は、米ソ両国が初めて合意した条約案で確定されたものである。非核兵器国がこれらの条項に関していくつかの修正を提案したが、修正は全く受け入れられなかった。したがってこれらの条項は米ソ両国により作成され、非核兵器国の見解はあまり反映されなかったと言ってよい。このことは、NPT体制の基本構造が主として米ソ両国という核兵器国により形成されたことを意味する。本稿においては、個々の義務に関して、その形成過程を明らかにし、条約規定の内容を明確にすると共に、条約の履行過程で生じたさまざまな問題に言及しその意味を明らかにする。条約の履行を確保するためにこの条約は再検討会議の制度を設けている。一九七五年の第一回NPT再検討会議は、その最終宣言におい

て、「会議による検討の結果、条約の第一条及び第二条により課せられた義務が、すべての締約国により誠実に遵守されていることを確認する。会議は、これらの規定を引き続き厳守することが、核兵器の一層の拡散を回避するという共通の目的にとり中心的なものであることを確信する」と規定し、第一条及び第二条の義務は誠実に遵守されたとしているが、一九八〇年の第二回NPT再検討会議では、これらの条項の履行に関して、特に援助の禁止の義務に関してさまざまな異議が唱えられた。これらの展開過程をも深く検討することにより、本稿においては、現代軍縮国際法の中心的枠組であるNPT体制の基本構造を明らかにする。

(1) 筆者は、この問題意識の下で、すでに「核兵器不拡散条約体制の起源」『法政理論』第一五巻第三号(一九八三年三月)を發表したが、本稿の後に、さらに保障措置、原子力平和利用、核軍縮、非核兵器国の安全保障に関する検討が展開される。

一 定義の問題

(一) 核兵器国と非核兵器国

NPT体制の最も基本的な前提は、核兵器国と非核兵器国の分離に関するものである。この二つのグループの家群の分離なしにはNPT体制は存在しえない。そしてこの分離及びその維持こそがNPT体制の最大の特徴となっていると共に、NPT体制のさまざまな矛盾の根源ともなっている。したがってNPT体制の理解のためには、この核兵器国と非核兵器国の分離の意味が明らかにされなければならない。

NPT第九条第三項は、「この条約の適用上、『核兵器国』とは、一九六七年一月一日前に核兵器その他の核爆発

装置を製造しかつ爆発させた国をいう。」と規定することにより、核兵器国の概念を明確にし、それ以外の国はこの条約の適用上、すべて非核兵器国として取り扱われることが示唆されている。この定義は、一九六七年八月二四日の米ソ両国による最初の同一条約案で規定されたものであり、その後の条約交渉においても全く修正されていない。

まずここで用いられている用語であるが、条約では、「核兵器国 (nuclear-weapon state)」及び「非核兵器国 (non-nuclear-weapon state)」という用語がそれぞれ用いられている。これらの用語は、一九六六年三月二一日の米国修正案で初めて用いられたものであり、それ以前の一九六五年八月一七日の米国条約案では、「核国 (nuclear state)」及び「非核国 (non-nuclear state)」という用語が用いられていたし、当時、一般的にこれらの用語が使用されていた。しかし核国という用語では、原子力の軍事利用を行なっている国のみならず、原子力の平和利用のみを行なっている国も含まれることになるが、核兵器不拡散の概念は原子力平和利用を含むものではないので、その点をさらに明確にする必要があるというインド等の主張に従い、「兵器」という語を挿入した用語が用いられるようになった。同じ理由から、以前「非核地帯 (nuclear-free zone, atom-free zone)」と呼ばれていたものも、最近では「非核兵器地帯 (nuclear-weapon-free zone)」と呼ばれている。

次に、核兵器国であることの実質的内容として、NPTの起源である一九六一年のアイスランド決議は、「核兵器を所有している国」及び「核兵器を所有していない国」という二分法をとっており、一九六五年九月二四日のソ連条約案も同様のとらえ方をしていた。しかし米国の一九六五年の条約案は、核国として「核兵器を使用する独立した権限を有する国」と定義しており、一九六六年の修正案は、核兵器国とは「核兵器を管理している国」と定義した上、「管理」とは、現存の核兵器国により同時になされる決定なしに、核兵器を発射させる権利または能力を

意味すると規定しており、主として核兵器の使用の権利に重点を置いてとらえていた。これは、後に述べるように、NATOのMLF構想等を念頭に置いていたものであり、これらの構想の消滅と共に、使用の権利に重点を置く定義も消滅していった。条約に取り入れられた定義は、「核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」となっており、以前の「核兵器を所有している国」という表現よりもさらに明確なものとなっている。核兵器を所有しているかどうかを確定することが困難な場合もありうるが、爆発させたかどうかはかなり明確な事実として把握できるからである。

定義の実質的内容に関するもう一つの問題点は、一九六七年の同一条約案において、「その他の核爆発装置」という用語が追加されたことである。アイルランド決議を初めとして、以前の米国及びソ連のそれぞれの条約案並びにそれらに関する議論は、核兵器のみを取り扱っていた。このような拡大は、権利義務の主体を「核国」、「非核国」から「核兵器国」、「非核兵器国」へ変更することによって明らかにしようとしたこと、すなわち核兵器不拡散は核兵器のみに関わるものであって原子力平和利用には関与しないという考えとは矛盾する。技術上の必要から、「その他の核爆発装置」すなわち平和目的核爆発装置がここに加えられたことは、それが条約で禁止される主要な義務の対象として加えられたことを意味するが、このことは、後に詳しく述べるように、NPT体制の形成と展開に大きな影響を与えることとなった。

第三に、どの時点で核兵器国と非核兵器国を分離するかに関して、一九六七年八月二四日に米ソ両国により提出された同一条約案は、「一九六七年一月一日前」と規定し、それが条約にそのままとり入れられた。条約が署名のため開放されたのは一九六八年七月一日であり、その一年半前の状況で確定されたわけである。このことにより、条約成立直前に核兵器国の特権的地位を取得しようとする国が存在したとしても、そのような可能性を前もって防

止することに成功している。一九六五年のソ連条約案はこの期日を確定していなかったが、一九六五年の米国条約案及び一九六六年の米国修正案は、具体的な期日は空白であったけれども一定の期日を明確に規定することを予定していた。以上の内容の検討から明らかのように、核兵器国であるためには、一定の実質的内容とさらに一定の期日以前における行為という二重の条件が必要となる。

この定義の効力の範囲について、この定義は、「この条約の適用上」と規定されているように、直接的には条約当事国間において効力をもつものである。しかしNPTは条約当事国間の関係のみを規律するものではなく、条約当事国が非当事国と一定の関係をもつ場合にもこの条約が適用されるので、その場合にもこの定義が適用されることになる。したがって条約の権利義務は直接的には条約当事国に関わるものであるが、条約の履行に際して派生的に非当事国にも影響を与えることにより、この「核兵器国」と「非核兵器国」の定義は、条約当事国の範囲を越えてかなり広汎に用いられる傾向がある。さらに条約の権利義務とは関係なしに、条約非当事国を「核兵器国」と「非核兵器国」に分離することも一般に行なわれており、その意味においてこの二つの国家グループの分離は、一般的な効果を事実上もっていると考えられる。

この定義によれば、核兵器国として米国、ソ連、英国、フランス、中国の五国が挙げられる。そして一九七一年の国連での中国代表権問題の解決以後、核兵器国は安全保障理事会の常任理事国と同じである。このことは、一方において、戦後の国際社会体制で中心的役割を演じることを要求されている安全保障理事会の常任理事国と核兵器国が一致していることは、国際社会の安定にとって極めて好ましいことであり、核兵器国のメンバーシップをこの五国に限定することは合理的であると主張されている。他方、核兵器国と安全保障理事会の常任理事国との同一性を強調することは、核兵器の所有にさらに大きな意義を与えその所有を正当化することになるし、後者は核兵器の

有無にかかわらず政治的な重要性をもつ国家であり、両者を深く結びつけることは望ましくないと述べられている。

核兵器国と非核兵器国の分離に対する最も鋭い批判は、この試みは国際社会を二つのグループの国家群に分けることにより、前者による後者の支配という国際社会体制、特に米ソ両国の支配体制を強化し維持していこうとするものであり、多くの非核兵器国にとって米ソを中心とする核兵器国への従属を意味するものである、というものである。これに対して、NPT体制は本質的に差別的なものであるけれども、それは現状を反映しているにすぎないのであるし、核兵器の拡散を防止することが必要であるならばどこかに一線を引かなければならないという見解がある。核兵器の拡散が好ましくないことについては、一般的な合意が見られる。すなわち核戦争の勃発の危険を減少しあるいは少なくともその危険の増大を防止するために、並びに核軍縮の展望を悪化させないために、核兵器不拡散が緊急の課題であることに一般的な合意が見られる。そのためにはどこかで区別を設ける必要があることにも合意はあるが、具体的にどこに線を引くかに関し問題が残されていたと部分的には考えられる。したがってNPT体制において核兵器国と非核兵器国を分離することは、その体制にとって不可欠のものである。そしてその分離の時期は早ければ早いほど好ましいものであった。

しかしこの分離の評価に関しては、分離それ自体よりも、一方において、分離された核兵器国と非核兵器国のそれぞれの権利義務の内容についての吟味、特に両グループ間の義務のバランスの問題の吟味が必要であるし、他方において、NPT体制の性質そのもの、すなわちそれが暫定的なものと考えられているのか恒久的なものと考えられているのかという側面が検討される必要がある。

インド核実験の法的問題

以上の核兵器国と非核兵器国の分離を基礎とするNPT体制に対する明白な挑戦として、インドは一九七四年五月一八日ラジャスタンにおいて地下核実験を行なった。インド原子力委員会は、一〇〇メートルより深い所で平和目的核爆発実験を行なったことを発表すると共に、インドは核兵器を製造する意図を全くもたないこと及び核爆発の軍事的利用には強く反対していることを明らかにした。⁽⁴⁾

まずこの核実験に対する各国の反応であるが、明確に非難したのはパキスタン、日本、スウェーデン、カナダ等の諸国であり、米国は沈黙もしくは消極的非難の態度しかとらなかつた。ソ連及びフランスは沈黙もしくは消極的賞賛の態度を示しており、多くの非同盟諸国はインドの核爆発を第三世界による賞賛すべき行為ととらえていた。この現象を、Scoville Jr. は、「非難が普遍的なものでなかつたということは、核の分野において潔白である国はほとんどいないという事実により説明しうる。米国あるいはソ連がインドの行動を非難することは適切ではなかつた」と説明しているが、要するに、NPT体制の基本構造に挑戦しているインドの核実験に対する国際的な非難は極めて弱いものであつた。このことは、NPT体制それ自身が矛盾を内包していることを示すものである。このインドの核実験がNPT体制への挑戦であることは、Misa⁽⁵⁾及びGandhiにより、「NPTに反対することによりインドは核兵器国がそのまま維持しようとしている世界秩序、すなわち核兵器国の支配により特徴づけられた世界秩序に挑戦したのであり、核装置を爆発させることによりインドは、不平等かつ不公平な国際体系の加害者に反抗し挑戦した」と述べられている。⁽⁶⁾

インド核実験の法的側面に関して、インドの国連代表でありIAEA理事会代表であるJajpalは、「いかなる国際条約または協定の違反も存在しない。……爆発はもっぱら平和目的のため考えられ実施された。それは軍事的ま

たは政治的な意味を全くもたない」とインドの立場を表明している。まずインドが当事国である一九六三年の部分核実験禁止条約は、大気圏内、宇宙空間を含む大気圏外並びに領水及び公海を含む水中における核爆発を全面的に禁止しているが、その他の環境すなわち地下においては、そのような爆発がその管轄又は管理の下でその爆発が行なわれる国の領域外において放射性残渣が存在するという結果をもたらす場合しか禁止されおらず、インドの核実験は地下一〇〇メートルより深い所で行なわれ、領域外への放射能もれは確認されていない。したがって地下での核実験——ここでは米ソ等核兵器国は引き続き核実験を行なっている——に關し、インドに条約の違反は認められないと結論できる。部分的核実験禁止条約は、技術的に困難な地下核実験のみを許容することにより、新しい核兵器国の出現を困難にするという意味で、核兵器不拡散の効果をも果たしてきたのであるが、インドの場合にはそれは有効ではなかった。すなわち核兵器不拡散のための技術的措置は不完全であることが証明されたのであり、各国の核技術の向上に伴いさらに不十分なものとなるであろう。

次に一九六八年のNPTによれば、非核兵器国の核爆発はたとえそれが平和目的であっても禁止されているが、インドはもちろんNPTの当事国でないため、この条約の義務違反が生じる余地はない。

第三に、一九五六年四月二八日に締結されたカナダとの原子力平和利用協力協定がある。すなわちインドの核実験に用いられたブルトニウムは、カナダが提供した原子炉で生じたものを用いているからである。この協力協定はNPTよりずっと以前に締結されており、カナダが供給した施設に対する厳格な管理を規定していなかったが、その中で施設がもっぱら平和目的に利用されることにインドは合意していた。したがってインドは、その核爆発を平和的と定義することによってこの協定に違反していないと主張することができたのである。

しかしその協定が締結された後に、特にNPTの審議との関連で、平和目的核爆発と核兵器の爆発との間には技

術的に違いがないという考えが一般に受け入れられるようになってきた。カナダももちろんその解釈に従っており、インドに対してもそのような解釈をとるよう要求したが、インドは拒否したため、「インドは、カナダとの協定の文言にはないが、少なくともその精神に違反していると結論しなければならぬ」と言われているように、極めて微妙な問題を含んでいるが、インドがカナダとの協力協定に違反したと断言することはできない。このように法的側面からインドの核実験を検討した場合、インドが主張しているように、何らの国際的な義務にも違反していないと結論される。

最後に、核爆発を行なった後のインドの法的地位の問題が極めて重要なものとして残されている。NPTは核兵器国と非核兵器国の区分を原子力の軍事利用と平和利用という側面から行なうのではなく、軍事的であれ平和的であれそれが核爆発であるか否かという観点から行なっている。他方インドは、そのようなNPT体制に反対しつつ、自国の核爆発は平和的なものであると主張し、NPTのように核爆発か否かという観点からではなく、平和利用と軍事利用の区分という観点から自国の立場を強化している。このインドの立場は、「核国」「非核国」の区分から「核兵器国」「非核兵器国」の区分への主張を強く行なっていたことと一致する。したがってインドの核爆発は、他の核兵器国が核爆発の後その軍事利用すなわち核兵器への開発へと明白に進んでいったのとは異なる。

このようなインドの立場について、Subramanian は、インドは「核兵器をもたない核国 (non-weapon nuclear nation)」というユニークな地位を占めていると説明する。⁽¹¹⁾ Rao も「インドは実際、非核兵器国と核兵器国の中間にある新しい戦略カテゴリーを選択した」と、⁽¹²⁾ その特殊な地位を強調している。この中間的な地位をさらに明確に述べているものとして、Prawitz の以下の見解がある。

形式的にはインドは非核兵器国である。……しかしインドに対し爆発プログラムを停止させ、NPTに署名するよう説得する

ための有効な政治的圧力を組織することは非現実的に思える。他方、インドに核兵器国としての完全な地位を与えることは、他国がその例にならうことをたやすく奨励することとなり、受け入れられない。一つの可能性としては、NPTに付属する特別の議定書を作成することが考えられる。その議定書により、インドは核兵力を取得しないというインド政府により繰り返された声明を成文化するが、爆発を含むすべての原子力平和利用に関しては五核兵器国と同様の特権が与えられる。さらにインドは爆発装置に関し非核兵器国を教育しない。このような議定書は、インドの現実の状況を反映した核兵器国と非核兵器国の中間的なカテゴリーにインドを置くであろう。⁽¹³⁾

NPTがすべての国家をその核開発の進展具合にかかわらずなく、核兵器国と非核兵器国の二種類のみに限定することに關しては、条約形成過程においても疑問が提出されており、米ソ二超核大国、英仏中の二級核兵器国、潜在的核兵器国及び核開発に全く着手していない国といった四段階の区分なども提案されていた。⁽¹⁴⁾ またインドの核爆発、並びにロンドン供給国グループの成立などにより、核兵器国と非核兵器国という二分法に対する批判も現われている。⁽¹⁵⁾

しかし、インドに中間的な地位を与えるべきだという上述の主張に対しては、鋭い批判が存在し、Goldhatは、「その日付（一九六七年一月一日）以降に装置を爆発させた国は、『条約の適用上』非核兵器国として取り扱われなければならない。これは単に言葉の意味の問題ではない。この区分は大変重要である。なぜならNPTは二つのカテゴリーの国家に異なった権利義務を規定しているからである。……二つのカテゴリーの国家の権利義務は条約の枠組の中で明確に区別されているので、核兵器国と非核兵器国の両方の特権を享有する中間的なクラスの国が存在する余地はない⁽¹⁶⁾」と明確に述べている。さらに、Epsteinも、インドに中間的な地位を与えることには反対している。⁽¹⁷⁾

インドがその核爆発を平和目的であると宣言し、中間的な地位を主張することは、NPTの当事国でなくかつNPTに反対しているインドの論理によれば、それなりの意義が認められるであらうし、インドが核兵器開発の道に進まないことは核兵器不拡散の目的にとっても望ましいことである。したがってNPTの枠外で考察する際にはインドの主張は一定の説得力をもちうるであらう。しかしNPTの論理からすれば、インドは実質的には核兵器国であるが、一九六七年一月一日前という要件を満たさなため、法的には非核兵器国の地位を占める。この期日の要件はNPTの基本的要素であり、これが欠ければNPT体制そのものが成り立たなくなる。したがってNPT体制の観点から考えれば、インドは核爆発を行なうことにより事実上は核兵器国の要件を満たしているにもかかわらず、法的には非核兵器国であり、NPT当事国はインドを非核兵器国として取り扱わなければならないと結論せざるを得ない。NPT体制は条約当事国のみならず、条約当事国と非当事国の間にもさまざまな法的関係をつくりだすが、それらの場合にもインドは常に非核兵器国として取り扱われなければならない。

たとえば、一九七八年の第一回国連軍縮特別総会最終文書第六五項は、「核兵器不拡散の目標は、一方において、現在の五核兵器国の他にさらに核兵器国が出現することを防止することであり、他方において、核兵器を徐々に削減し最終的にはすべてを撤廃することである」と規定し、国連においても核兵器国は五国であると考えられており、インドは核兵器国として取り扱われていない。これはインドの主張とも一致するものであるが、さらにインドに中間的な地位を与えることもNPT体制の論理からは不可能である。

(二) 核 兵 器

NPT体制における規律の主要な対象は核兵器である。核兵器が何を意味するかは一見明らかであるように思え

るが、NPTはその定義を含んでいないので必ずしも明確ではない。NPTの形成過程において、一九六六年の米
 国修正案は、核兵器の定義について、その内容はまだ空白であったが、それに関する条項が規定されるべきことを
 予定しており、米国代表は、核兵器の定義の必要性を確信していること、今の交渉段階ではまだ必要ではないが適
 当な時期に適切な技術的レベルで定められるべきであることを主張していた。⁽¹⁸⁾
 米国の一九五四年原子力法における原子兵器の定義は、日米原子力協力協定第一条(c)にもそのまま取り入れられ
 ているが、以下の通りである。

「原子兵器」とは、原子力を利用する装置で、その主たる目的が兵器、兵器の原型若しくは兵器の試験装置としての使用又は
 それらの開発にあたるものをいう。ただし、その装置の輸送又は推進のための手段は、それが当該装置の分離及び分割の可能な
 部分である場合には、含まれない。

他方、一九六七年のラテンアメリカ核兵器禁止条約(トラテロルコ条約)の第五条は、核兵器の定義に関して以
 下のように規定する。

この条約の適用上、核兵器とは、核エネルギーを制御されない方法で放出することができ、かつ戦争目的に使用することに適
 した一群の性質を有する装置をいう。その装置の輸送又は推進のために使用される器具は、その装置から分離することができ、
 かつその不可分の部分でない場合には、この定義に含まれない。

トラテロルコ条約第五条の形成過程においては、主観的要素を含むブラジル、アルゼンチン、コロンビア、ヴェ
 ネズエラの考えと、客観的に定義しようとするメキシコ、チリの考えの対立があったが、最終的には客観的な定義
 が採択されている。⁽¹⁹⁾

以上の二つの定義を比較して明らかになることは、前者の場合には、「その主たる目的」という用語に示されて

いるように、関連国家の主観的判断の余地が広く残されているのに対し、後者の場合には、「戦争目的に使用することに適した一群の性質を有する」という文言に示されるように客観的な基準によることを示している。Willichはこの違いを、「ブラウシェアー（平和目的核爆発）の装置は、米国法の下での核兵器の定義からは除外されるであらうが、トラテロルコ条約の下では含まれるように思える」と説明している。⁽²⁰⁾

このように核兵器の定義が必要になるのは、部分的には、後に述べる平和目的核爆発との関連及びそれとの区別のためである。一九六六年の米国修正案で核兵器の定義の必要性が強調されていた時期においては、規律の対象は核兵器のみであり、平和目的核爆発装置は含まれていなかった。しかし一九六七年の米ソ同一条約案は、核兵器と共にその他の核爆発装置を規律の対象に含めたので、両者の区別を明確にするための定義は不要になったと考えられる。他方、トラテロルコ条約の場合は、核物質及び核施設を平和目的にのみ使用するという前提に立っており、平和的である限り核爆発も許容されているわけであるが、それが客観的に見て核兵器であるか否かを条約規定の解釈の問題として判断する必要が生じてくるので、このような明確な定義が必要となったのである。すなわちトラテロルコ条約の場合には、平和目的核爆発はNPTの場合とは異なり禁止されていないが、それが第五条の核兵器の定義にあてはまる場合には禁止されるという構造をとっているゆえに、客観的な定義が必要となるのである。

上述の二つの定義の後半部分に示されているように、分離可能な輸送又は推進手段は核兵器の定義に含まれない。したがって核兵器とは、核爆弾あるいは核弾頭を意味する。ミサイル、爆撃機、潜水艦などの核運搬手段は、核兵器の実際の使用には不可欠のものであるが、核兵器の定義に含まれず、またNPT体制の規律の対象とはなっていない。⁽²¹⁾

(三) 平和目的核爆発

NPTは核兵器のみならず、「その他の核爆発装置」をも規律の対象としている。核爆発装置は、軍事的なものと平和的なものに区分されるが、前者は核兵器であり、後者は平和目的核爆発装置である。平和目的核爆発は、一九六一年のアイランド決議、一九六五年の米国及びソ連の条約案、一九六六年の米国修正案にも含まれていなかった。しかし一九六六年八月に米国代表は、平和目的核爆発をも規律の対象にすべきであると主張し、その理由として以下のように述べていた。

私は今日、不拡散条約を達成しようとする我々の努力にとって避けることのできない技術的事実及びこの事実の意味について述べてみたい。この避けることのできない事実とは、平和目的に意図されている核爆発装置は核兵器として使用できるし、あるいはそのような使用にたやすく変えられるということである。……その結論は、いかなるNPTも、もしそれが非核兵器国に対し平和目的の核爆発に必要な核爆発装置の開発を認めるならば、全く効果のないものになってしまうということである。……国家は、その動機がいかに純粹であっても、核爆弾を爆発させる能力を得ることなしに、平和目的の核装置を爆発させる能力を開発することはできないであろう。したがって現在核兵器を所有していない国によるいかなる目的のための核爆発物の開発も、不可避免的にその国が核兵器能力を取得することになる。⁽²²⁾

このように技術的な理由により平和目的核爆発をも規律の対象にすることが主張されたが、同様のアプローチは、すでに一九六三年の部分的核実験禁止条約においてもとられている。すなわちその条約は、核兵器の実験的爆発及び「他の核爆発」を規律の対象としており、他の核爆発とは平和目的核爆発であると理解されている。⁽²³⁾

一九六七年の米ソ同一条約案において、「その他の核爆発装置」をも含む条約案が初めて示され、そのまま条約

として採択された。NPTの交渉において、このアプローチは多数の国に受け入れられたが、インド及びブラジルは強硬に反対した。インドは、技術的側面において両者が同じであることを否定していないが、「この提言は少し奇妙であるように思える。兵器の拡散を防止することは十分正当であるが、科学及び技術の拡散が防止されるべきだと提案されたのは初めてである。……技術それ自体は悪ではない。その知識をどのように利用するかを決定するのはその技術を所有する国の意思である。……インド代表は、核エネルギーが平和目的のみに用いられなければならないことには全面的に賛成する」と述べ、核爆発か否かという技術的側面からの区分ではなく、平和目的か否かという国家の意思の側面から区分することを主張している。

またブラジルも、「原子力は、資源の近代化において決定的な役割を演じる。我々は爆発を含めあらゆる形態でこれを開発し利用すべきであり、それは巨大な非軍事的工学計画を可能にするばかりでなく、我が国民の進歩を促進するのに不可欠なさまざまな応用を可能にするだろう。現在の核兵器国の独占を確保するために、我々に要求される自制を受け入れることは、平和的活動の分野における無限の展望を前もって放棄してしまうことになる。……ブラジルは核兵器を受領または製造によって取得する意図はない。しかし我々は制限なしに研究を行ない、ついに巨大な工事を可能にするような核爆発物を製造または受領する権利を放棄することはできない」と述べ、主として開発の側面から平和目的核爆発の権利を強調している。

条約案に関し、インドは、「核兵器の不拡散に関する適切な草案は、核兵器の拡散のみを取り扱うべきであって、平和目的の爆発装置を取り扱うべきではない。したがってそのような装置への言及はすべて条約から削除すべきである」と主張していたし、ブラジルは実際に、条約案の第一条及び第二条から「その他の核爆発装置」という文言を削除し、第四条の原子力平和利用の権利に、「非軍事利用のための核爆発装置を含み」という文言を追加する条

約修正案をENDCに提出した。⁽²⁷⁾ これらの国の主張の中心には、核兵器の所有に関する核兵器国と非核兵器国の分離というアプローチが、核爆発に関しては平和利用の分野にまで拡大されることに對する異議が存在するのであり、それはこれらの国がNPTに反對する理由の一つになっている。⁽²⁸⁾

しかし、米ソ同一条約案に平和目的核爆発が含まれたことは技術的な側面からやむを得ないことと多くの国は考え、非核兵器国自身が平和目的核爆発を行なうことは禁止されるが、その潜在的利益をいかに入手することができるか、またいかにその入手を確保するかの問題に重点を移し、条約第五条の規定の形成へと導いた。

トラテロコ条約は、その第一八条第一項で「締約国は、本条項の規定及び本条約の他の条項、特に第一条及び第五条の規定に従うことを条件として、核兵器に用いられる装置に類似する装置の爆発を含む平和目的の核装置の爆発を行なうこと、または同様の目的のため第三国と協力することができる」と規定し、原則的には平和目的核爆発を許容している。ただ第一条及び第五条の規定との関連で、現在の技術段階では核兵器と区別することが不可能であるので、これらの条約規定の解釈上、平和目的核爆発は禁止されると大多数のラテンアメリカ諸国及び核兵器国は考えている。ブラジル及びアルゼンチンは、条約署名の際に、条約が平和目的核爆発の権利を承認しているものと理解するという宣言を行なっており、上述の解釈がすべてのラテンアメリカ諸国に受け入れられているわけではないが、この二国はまだトラテロコ条約の当事国になっていない。⁽²⁹⁾

トラテロコ条約の場合には、原則的には平和目的核爆発の権利を認め、現在の技術段階では核兵器と区別できないような核爆発装置の作成は不可能であるから禁止するという論理構造をとっているのに対し、NPTの場合には技術的には両者は区別できないから両者とも禁止するというものである。現在の状況において両者の効果は同じであるが、その基本的な姿勢は異なるのであり、NPTに關して日本代表は、「核に關する知識の現段階では、平和目

的の核爆発装置と核兵器を区別することは不可能であるという主張を我々は受け入れる。しかし核に関する知識の進展がそのような区別を可能にするならば、その時には条約案に含まれている核爆発装置に関する制限はもはや適用されえないであろうと考えることは全く論理的である」と主張している⁽³⁰⁾。この主張はトラテロルコ条約の場合には受け入れられるが、NPTの場合には、いかなる技術的進展があったとしても、条約の改正という手続をふまない限り非核兵器国は平和目的核爆発を行なうことはできない。したがって平和目的核爆発の権利に関しても、NPTは核兵器国と非核兵器国の区別をより固定的にかつより恒久的に維持しようとするものである。

インドは一九七四年の核爆発を平和目的であると主張すると共に、NPTが平和目的核爆発を禁止していることを批判し続けている。Jaipalは、「このような概念は開発途上国の主権の重大な剝奪であり、一種の核植民地主義に等しい」と述べている⁽³¹⁾。Subramanianも、「インドの見解によれば、これは平和的核技術の分野においてさえ一種の『核アパルトヘイト』を生じさせるものである」と鋭く非難し、インドの核爆発がこれらの体制への挑戦であることを明らかにしている⁽³²⁾。

しかしその後の国際社会においては、NPTに加入しない非核兵器国に対しても平和目的核爆発を含むあらゆる核爆発を禁止しようとする核供給国の動きが見られる。すなわちロンドン会議に参加した一五国は核輸出のガイドラインにおいて、「供給国は何らかの核爆発装置につながる利用を明示的に除外する」という受領国からの公式の政府レベルの保証があった場合のみ、トリガーリストに明記されている品目の移転を許可すべきである」ということに合意した⁽³³⁾。このガイドラインは法的拘束力をもつものではないが、ここにおいてもNPT体制を拡大する動きが見られるし、特に平和目的核爆発装置の禁止をも核兵器の禁止とともに拡大していこうとする動向がある。

最後に、平和目的核爆発を核軍縮の側面から検討する必要がある。NPTの論理によれば核兵器と共に平和目的

核爆発装置も非核兵器国には禁止される。したがって核兵器国のみが、核兵器の実験的爆発のみならず平和目的核爆発をも許されている。包括的核実験禁止の交渉が、平和目的核爆発の有用性の主張もしくは口実のゆえに阻害されることもありうるだろう。一九六七年九月のバグウォッシュ会議が、「平和目的核爆発の潜在的利益は極めて小さいものである」ので、それが軍備管理軍縮における進展と衝突するように思えるならば、そのようなプログラムは停止されるべきである」と宣言しているし、Scoville Jr. も、「その（平和目的核爆発の）利用からの潜在的利益は、最終的には、核兵器国及び非核兵器国の両方における核軍備を制限するための努力への影響を考慮して考えられなければならない」と述べているように、包括的核実験停止に向けての努力が優先されるべきであると考えられる。

- (1) David Vital, "Double-Talk or Double-Think? A Comment on the Draft Non-Proliferation Treaty", *International Affairs* (London), Vol. 44, No. 3, July 1968, p. 420.
- (2) Hedley Bull, "Rethinking Non-Proliferation", *International Affairs* (London), Vol. 51, No. 2, April 1975, p. 179.
- (3) たとえば一九四六年のハルーク案は最初の核兵器不拡散の提案であると考えられる。米ソ英三國が核兵器国であった時期には「第四番目」の議論も存在した。
- (4) CCD/424, 23 May 1974, *Documents on Disarmament 1974*, p. 146.
- (5) Herbert Scoville Jr., "Peaceful Nuclear Explosions—An Invitation to Proliferation", Ann W. Marks (ed.), *NPT: Paradoxes and Problems*, 1975, p. 52. ノン核実験国及び各国の反対は「William Epstein, "The Proliferation of Nuclear Weapons", *Scientific American*, Vol. 232, No. 4, April 1975, pp. 20—22.; S. K. Kapoor, "The Legality of Nuclear Testing: The Pokharan Explosion", *Indian Journal of International Law*, Vol. 4, Nos.

3 & 4, July-December 1974, p. 425. ; "Official Reactions of the First Indian Nuclear Explosion", *World Armaments and Disarmament, SIPRI Yearbook 1975*, pp. 517—520. 参照。

- (7) K. P. Misra and J. S. Gandhi, "India's Nuclear Explosion : A Study in Perspectives", *International Studies (India)*, Vol. 14, No. 3, July-September 1975, p. 342. 原稿の訳題は「M. S. Rajan, "India : A Case of Power Without Force", *International Journal*, Vol. XXX, No. 2, Spring 1975, p. 324. ; V. C. Trivedi, "India's Approach Toward Nuclear Energy and Non-Proliferation of Nuclear Weapons", Ann W. Marks (ed.), *NPT : Paradoxes and Problems*, 1975, p. 43. 参照。Z. D. (1) 参照は「核兵器不拡散条約の成立と発展」R. Jagannohan Rao, "India and the Treaty on Non Proliferation of Nuclear Weapons", *Eastern Journal of International Law*, Vol. III, No. 3, October 1971, pp. 228—238. ; S. Venkataraman, "India—To Go In For Nuclear Arms or Not, That is the Question", *Eastern Journal of International Law*, Vol. IV, No. 1, April 1972, pp. 57—71. ; R. Jagannohan Rao, "India and the NPT", *International Law Report*, Vol. 3, No. 10, October 1972, pp. 215—226. ; K. Subrahmanyan, "India : Keeping the Option Open", Robert M. Lawrence and Joel Larus (eds.), *Nuclear Proliferation : Phase II*, 1974, pp. 112—148. ; K. Subrahmanyam, "Indian Attitudes Towards the NPT", SIPRI, *Nuclear Proliferation Problem*, 1974, pp. 259—270. ; R. Jagannohan Rao, "The Treaty on Non-Proliferation of Nuclear Weapons : A Critical Appraisal", *Eastern Journal of International Law*, Vol. II, No. 3, October 1973, pp. 188—197. ; Ashok Kapur, "Nuclear Weapons and Indian Foreign Policy : A Perspective", *The World Today*, Vol. 27, No. 9, September 1971, pp. 379—389. ; K. Narayana Rao, "The Draft Treaty on Non Proliferation of Nuclear Weapons : A Critical Appraisal", *Indian Journal of International Law*, Vol. 8, No. 2, April 1968, pp. 223—234. 参照。

- (8) Rikhi Jaipal, "The Indian Nuclear Explosion", *International Security*, Vol. 1, No. 4, Spring 1977, pp. 44. (9) Z. D. (1) 参照は「核兵器不拡散条約」S. K. Kapoor, op. cit., pp. 431—432. 参照。

- (8) インドウキナタの核動力及びインド核実験と関係して Robert W. Reford, "Problem of Nuclear Proliferation", *Behind the Headlines*, Vol. XXXIV, No. 1, 1975, pp. 16—18. 論評。
- (9) George H. Quester, "Can Proliferation Now Be Stopped ?" *Foreign Affairs*, Vol. 53, No. 1, October 1974, p. 77.
- (10) James R. Walczak, "Legal Implications of Indian Nuclear Development", *Denver Journal of International Law and Policy*, Vol. 4, No. 2, Fall 1974, p. 255.
- (11) R. R. Subramaniam, "Nuclear India and the NPT : Prospects For Future ? ", *Instant Research on Peace and Violence*, Vol. 5, No. 1, 1975, pp. 35—36.
- (12) R. V. R. Chandrasekhara Rao, "Proliferation and the Indian Test : A View from India", *Survival*, Vol. XVI, No. 5, September/October 1974, p. 213.
- (13) Jan Prawitz, "Nuclear India and the NPT : Atoms For the Future", *Instant Research on Peace and Violence*, Vol. 5, No. 1, 1975, p. 41. 匿称の訳題として 'Ashok Kapur, "India's Nuclear Presence", *The World Today*, Vol. 30, No. 11, November 1974, pp. 463—464. 論評。
- (14) Swedish Statement, ENDC/PV. 243, 24 February 1966, *Documents on Disarmament 1966*, p. 53.
- (15) Mohamed I. Shaker, *The Nuclear Non-Proliferation Treaty : Origin and Implementation 1959—1979*, 1980, pp. 199—200.
- (16) Jozef Goldblat, "The Indian Nuclear Test and the NPT", Ann W. Marks (ed.), *NPT : Paradoxes and Problems*, 1975, pp. 33—34.
- (17) William Epstein, op. cit., p. 18.
- (18) ENDC/PV. 250, 22 March 1966, *Documents on Disarmament 1966*, pp. 167—168.

- (21) Alfonso Garcia Robles, "Mesures de désarmement dans des zones particulières : Le Traité visant l'interdiction des armes nucléaires en Amérique Latine", *Recueil des Cours*, 1971—II, pp. 76—78 ; John R. Redick, *The Politics of Denuclearization : A Study of the Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America*, 1970, pp. 243—254.
- (22) Mason Willrich, *Non-Proliferation Treaty : Framework for Nuclear Arms Control*, 1969, p. 68.
- (23) 核兵器不拡散条約の採択の経緯の調査と展望 核兵器不拡散条約の採択と展望の経緯の調査と展望 (Five-Power Declaration of the Denuclearization of Latin America, 29 April 1963, *Documents on Disarmament 1963*, pp. 182—183.)
- (24) ENDC/PV. 280, 9 August 1966, *Documents on Disarmament 1966*, pp. 525—526, 国連の裁量と平和 Adrian S. Fisher, "Issues Involved in a Non-Proliferation Agreement", Stephen D. Kertesz (ed.), *Nuclear Non-Proliferation in a World of Nuclear Powers*, 1967, pp. 46—47 ; A. Alekseyev, "Non-Proliferation Talks", *International Affairs* (Moscow), May 1968, pp. 19—20. 論評。
- (25) *Nuclear Test Ban Treaty : Hearings before the Committee on Foreign Relations, United States Senate, 88th Congress, 1st Session*, pp. 181, 210, 213, 433, 544, 589, 829, 865 and 870.
- (26) A/C. 1/PV. 1436, 31 October 1966, *Documents on Disarmament 1966*, pp. 682—683.
- (27) ENDC/PV. 297, 18 May 1967, *Documents on Disarmament 1967*, pp. 226—227.
- (28) ENDC/PV. 334, 28 September 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p. 436.
- (29) ENDC/201, 31 October 1967, *Documents on Disarmament 1967*, pp. 546—547 ; ENDC/201/Rev. 2, 13 February 1968, *Documents on Disarmament 1968*, pp. 64—65.
- (30) James E. Dougherty, "The Treaty and the Nonnuclear States", *Orbis*, Vol. XI, No. 2, Summer 1967, p. 375 ;

Shelton L. Williams, *The U. S., India and the Bomb*, 1969, pp. 51—52.

- (26) これらの点に關しては、拙稿「非核兵器地帯と安全保障——ラテンアメリカ核兵器禁止条約付属議定書Ⅱの研究——」『法政理論』第一二巻第三号（一九八〇年二月）一五二—一五八頁参照。
- (27) A/C. I/PV. 1565, 10 May 1968, para. 83.
- (28) Rihiki Jaipal, op. cit., p. 47.
- (29) R. R. Subramanian, op. cit., p. 37.
- (30) INFICIRC/254, February 1978. なお同條の考えは、すべしNPT第三條第二項に關する一九七四年の八カ国の合意に於て述べらる（INFICIRC/209, 3 September 1974）。
- (31) D. R. Inglis, 'Civil Uses of Nuclear Explosions', C. F. Barnaby (ed.), *Preventing the Spread of Nuclear Weapons*, 1969, p. 84. 同條の考えは、F. A. Long, 'Peaceful Nuclear Explosions', *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 32, No. 8, October 1976, p. 28.
- (32) Herbert Scoville, Jr., op. cit., p. 53.
- (33) Alva Myrdal, 'Peaceful Nuclear Explosions', *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 31, No. 5, May 1975, pp. 29—33.

二 移讓・受領の禁止

(一) MLF 構 想

一九六〇年代前半における核兵器不拡散の努力は、NATOの多角的核戦力（MLF）をめぐる米ソの対立によ

り妨げられていた。⁽¹⁾ 一九六〇年二月及び一九六二年二月のNATO閣僚理事会で米国から提案されたMLF構想は、NATO加盟国間において核兵器の一定の共有を推進しようとするものであった。米国はNATOのMLF構想と核兵器不拡散との間には全く矛盾がないこと、さらにMLF構想はNATO加盟の非核兵器国への核兵器拡散を防止するものであると主張したのに対し、ソ連は、MLF構想はNATOの非核兵器国特に西ドイツが核兵器に接近する可能性を増大するものであると考え、絶対反対の立場を表明した。したがって、NPTに関する実質的交渉が一九六五年から始まり、米ソそれぞれが条約案を提出したが、MLF構想に関する対立がそのまま条約案に反映されていたため、一九六六年後半にMLF構想が放棄されるまでNPT交渉の実質的進展は見られなかった。一九六五年の米国条約案第一条第一項は以下のように規定していた。

本条約の締約国である各核国は、直接に、または軍事同盟を通じて間接に、核兵器を非核国の国家的管理へ移譲しないことを約束し、また各核国は、核兵器を使用する独立の権限をもつ国家及び他の機構の総数の増加をもたらすような他国の行動をもとらないことを約束する。

また一九六六年の米国修正案第一条第一項及び第三項もほぼ同様に以下のように規定していた。

本条約の締約国である各核兵器国は次のことを約束する。

- 1、核兵器を非核兵器国の国家的管理へ、または非核兵器国による連合の管理へ移譲しないこと。
- 3、核兵器の管理をもつ国家及び国家の連合の総数の増加をもたらすような他国の行動をもとらないこと。

他方、一九六五年のソ連条約案第一条第一項は以下のように規定していた。

核兵器を所有する本条約の締約国は、核兵器をいかなる形においても——直接に、または第三国もしくは国家群を通じて間接に——核兵器を所有していない国家または国家群の所有または管理に移譲しないこと、及びそのような国家または国家群に核兵

器の所有、管理または使用への参加の権利を与えないことを約束する。

これらの提案はそれぞれ第一条において、非核兵器国を義務の主体とし、同様の効果をもつ内容の規定を含んでいた。

米国はその条約案に関し、「条約は、その取決めが現在核兵器を所有している参加国から独立して核兵器を使用する権限をもつ追加的な機構または団体を創設するのではない限り、NATO内部のMLFのような核取決めの設置を排除していない」と説明したのに対し、ソ連は、「核兵器の不拡散に関する条約は包括的でなければならぬ。それは核兵器を所有していない国による核兵器へのいかなるアクセスをも禁止しなければならない。その意味は、直接にすなわち核兵器に対する国家的管理の取得によっても、あるいは間接に軍事同盟を通じてその管理または配備に参加することによっても——いわゆる多角的核戦力、大西洋核戦力、マクナマラにより提案されたNATO委員会あるいは他の方法による西ドイツの核兵器へのアクセスを含め——核兵器へのアクセスのためはいかなる可能性も残されてはならない」と、米国の考えを全面的に批判していた。このように一九六五年及び一九六六年におけるNPTの交渉は、大部分MLF構想をめぐる米ソの対立に終始し、この問題に結着がつかない限りNPT交渉は全く進展しない状況であった。

これとの関連でもう一つ問題となるのは、米国条約案は、「核兵器を使用する独立の権限をもつ国家及び他の機構の総数の増加」をもたらしなさいという規定を含んでいたことである。これは、いわゆる「ヨーロッパ・オープン」と呼ばれているもので、将来ヨーロッパが統合の方向に進んだ場合、現在の核兵器国に代ってそのヨーロッパ連合が核兵器の使用に関する独立の権限をもつことを想定した規定である。その場合には現在の核兵器国は核兵器の使用に対する拒否権を放棄し、使用に関する権限はヨーロッパ連合に移される。この点についてもソ連は強く

反対したが、条約は最終的にはこの点について何も規定していない。米国はこの問題は核兵器の管理の「移譲」ではなく、「承継」であると理解している。⁽⁵⁾

(一) 管理の問題

NPT第一条及び第二条で移譲及び受領が禁止されているのは、核兵器その他の核爆発装置又は「その管理 (control over such weapons or explosive devices)」である。Shakerも、「第一条及び第二条、さらに特定すればこの第一の義務 (移譲・受領の禁止) におけるキー・ワードは管理である」と述べているように、この「管理」という用語はNPT体制において重要な意味をもっている。

一九六一年のアイルランド決議においても、「核兵器の管理を移譲せず」及び「核兵器の管理を受領しない」という文言で規定されており、この段階においても主として米国の主張により、核兵器それ自体の移譲・受領の禁止ではなく、「核兵器の管理」の移譲・受領の禁止という形で規定されていた。⁽⁶⁾

米国の一九六五年の条約案及び一九六六年の修正案とともに、核兵器の管理の移譲・受領を禁止していた。そして修正案は第四条において、「管理」とは、「現存の核兵器国により同時に行なわれる決定なしに、核兵器を発射させる権利あるいは能力」と定義し、これに関し米国代表は、核兵器国の決定は明示的なものでなければならず、それは事件と同時に「行なわれなければならないこと、それは前もって与えられる一般的な承認という形では存在しえないこと、さらにこの定義の下においては管理は核兵器を発射させる権利のみならず能力にも関係してくることについて述べ、核兵器国が核兵器の使用に対して拒否権を有している限り、管理の移譲の問題は生じないと説明している。⁽⁸⁾

他方一九六五年のソ連条約案は、「核兵器を所有していない国家または国家群の所有または管理に移譲しないこと」と規定し、所有と管理の両方に言及していた。また米國修正案に対しても、「(米國修正案によれば)核兵器を物理的かつ法的に所有しているが、独立してそれらを使用する権利をもたない國は核兵器國とは考えられない。…したがって米國修正案は現在核兵器を所有していない國による核兵器の法的かつ物理的な所有を許容している」と批判していた。

この管理の問題は、すでに述べたMLF構想とも深くかかわっているし、次に述べる配備の問題とも関連しているが、以上の議論から明らかなように、管理の問題は主として核兵器の使用に焦点が当てられ、使用を決定する際の権利と能力に関する概念であった。米國修正案は、核兵器の使用に際して核兵器國が拒否権を維持する限り、非核兵器國が核兵器の使用その他に関与することを全く排除していないし、米國のMLF構想などではそのような非核兵器國の関与をさらに深めようとするものであった。他方ソ連は、管理のほかにも所有の概念を禁止の対象に明示的に含めると共に、条約案において、非核兵器國に対し「核兵器の所有、管理または使用への参加の権利を与えない」ことをも規定していた。これは核兵器の所有、管理、使用に関して非核兵器國が何らかの形で関与することを阻止しようとするもので、米國の立場とは正反対である。特に、ソ連は、ソ連による管理の解釈について、米國の拒否権という一点にソ連の運命を委ねることはできないと極めて強い反対を表明していた。

このような議論の後、一九六七年の米ソ同一条約案に示され、後に条約として採択された規定は、米國の主張する「管理」の移譲・受領の禁止のみならず、核兵器それ自体の移譲・受領の禁止をも規定し、ソ連の主張する核兵器の法的かつ物理的な所有の移譲・受領も禁止されることとなった。この時点においてMLF構想はすでに放棄されており、条約の下における管理の問題は、主として以下に述べる配備の問題との関連で意味をもってくる。

(三) 配備の問題

核兵器の配備の問題は、核兵器拡散防止問題との関連で一九六〇年前後に議論され、一九六一年、配備をも禁止の対象とするスウェーデン決議よりも配備を含めないアイルランド決議に多くの国が賛成し、この時点において核兵器不拡散の概念は核兵器の配備を取り扱わないことに一応の合意があった。米国の一九六五年の条約案及び一九六六年の修正案は、当然のことながら配備の問題を取り扱っていなかった。しかしソ連の一九六五年の条約案は、「核兵器の配備と使用に対する管理」を移譲してはならないと規定していた。当時米国はすでに西ヨーロッパに核兵器を配備していたが、Burns は、「一九六五年のソ連条約案は、米国がその保管と管理の下にある核兵器を同盟国の領域に配備するための現存の取決めを禁止するように思えた」と述べているし、Burns も、「もちろんそのような禁止は、ダブルキー・システムの下におけるNATOの現存の取決めの放棄を強制していたであろう。したがってそれは西側には受諾できなかった」と説明しているように、ソ連条約案は核兵器の配備をも規律の対象に含めるものであると理解されていた。⁽¹²⁾

また多くの非同盟諸国は、条約は核兵器の配備をも禁止すべきであるという見解を表明した。たとえばウガンダは、「条約が見落しているもう一つの点は、条約当事国である非核兵器国内への核兵器国による核兵器の配備の問題である。このぬけ穴は条約規定の悪用と言い逃れへと導くかも知れない。もし非核兵器国への核兵器の拡散を停止する意思があるならば、この条約を署名する非核兵器国のいかなる地域も自動的に核兵器の存在しないところとされるべきである」と述べていた。⁽¹³⁾

また配備と移譲の間には緊密な関係が存在しており、たとえばルーマニアは、「核兵器を配備させている非核兵

器国の軍隊は、核兵器及びその運搬手段の使用方法を学ぶためそれぞれの核兵器国の軍隊との共同の訓練に参加することにより、核兵器に接近するようになりそれらを所有したり管理を取得するようになるかも知れないが、それを防ぐどのような保証があるのか」と疑問を呈している。⁽¹⁴⁾

しかしNPTは、核兵器国が核兵器の管理を移譲しない限り、核兵器を非核兵器国の領域に配備することを禁止していない。これは、一九五〇年代後半以降米国の核兵器が西ヨーロッパのNATO諸国に配備されている現実を反映しており、一九六〇年前後の議論においても米国は核兵器の管理の移譲・受領の禁止という形式を主張し、管理を維持している限りたとえ配備されてもそれは核兵器の拡散にはならないと繰り返し主張していたことと一致する。米国は、条約が同盟国の領域内の核兵器の配備のための取決めを取り扱っていない理由として、「なぜなら、これらは戦争を始める決定がなされない限りまたはなされるまで——その時にはこの条約はもはや有効ではないだろう——核兵器あるいはその管理の移譲を含まないからである」と説明している。⁽¹⁵⁾

核兵器国の管理の下にある核兵器を配備させている非核兵器国がその核兵器の使用に際して拒否権をもつ場合、いわゆるダブルキー・システムの場合は、NPTの下で禁止されている核兵器の管理の移譲・受領にならないのかという問題については、これは核兵器の使用を拒否する追加的な保証であり、条約により禁止されているとは考えられていない。⁽¹⁶⁾

ラテンアメリカ諸国が一九六七年に作成したトラテロルコ条約は、NPTが取り扱っている核兵器不拡散の措置に加えて、核兵器の配備をも規律の対象に含んでいる。したがってトラテロルコ条約の体制は、核兵器不拡散の概念ではなく非核兵器地帯の概念でとらえられるものである。⁽¹⁷⁾

一九七五年の第一回NPT再検討会議において、ガーナ、ネパール、ナイジェリア、ルーマニア、ユーゴスラヴ

イアの五国は、(1)条約当事者である核兵器国に対し、すべての核兵器運搬システム、特に戦術核兵器を条約当事国である非核兵器国の領域から撤退させる条約の交渉を始めるよう要請し、(2)そのような配備を即時停止し、同時に条約発効まで徐々にそれらを撤退させることを要請し、(3)核兵器を配備させている条約当事国である非核兵器国に対し、条約当事国である他の非核兵器国に対するそれらの使用もしくは使用の威嚇を許さないよう要請する決議案⁽¹⁸⁾を提出したが、最終宣言には全く反映されなかった。

一九八〇年の第二回NPT再検討会議においても、非核兵器国の領域及び国際水域への核兵器の配備は、条約の核不拡散という目的に反するという見解が表明された。⁽¹⁹⁾さらに、Goldbatは、「核兵器国の領域に配備された核兵器は、現在非核兵器国の管理の下にはないが、厳しい国際危機の際に突然持ち主が変わることもありうるだろう⁽²⁰⁾」と述べ、核兵器の配備が核兵器の移転の危険をはらんでいることを指摘している。したがって核兵器の配備の問題は、核兵器不拡散の概念には含まれないとしても、核兵器不拡散の達成のためにも極めて重要な措置であり、非核兵器地帯の概念として国際条約により規律されていくことが期待される。

(四) 禁止の範囲

核兵器の移譲及び受領の禁止は、アイルランド決議、一九六五年の米国とソ連の条約案、一九六六年の米国修正案においては、「核兵器国から非核兵器国へ」という様式で理解されていた。この様式によれば、核兵器国が他の核兵器国に核兵器を移譲することは禁止されない。インドはこれに関し、「兵器及び兵器技術の移譲は核兵器国と非核兵器国との関係においてのみ考慮されるべきではなく、核兵器国自身の間でも考慮されるべきである。これはインドがすでに一九六一年に指摘しているところである。すなわち核兵器及び核技術はそれが一核兵器国から他

の核兵器国への移譲を含むときでさえ禁止されるべきである」と主張し、他のいくらかの国も同様の主張を行なったため、一九六七年の米ソ同一条約案ではそれも禁止の範囲に含められた。すなわち条約は、締約国である核兵器国から「いかなる者 (any recipient whatsoever)」への移譲を禁止し、締約国である非核兵器国が「いかなる者 (any transferor whatsoever)」から受領することをも禁止している。したがって前者の場合、受領国は非核兵器国である必要はないし、締約国である必要もない。後者の場合も、移譲国は締約国である必要はない。

条約がこのように移譲・受領の禁止の範囲を極めて広汎に規定しているので、核兵器国相互間での移譲・受領が禁止されるのはもちろんであるが、たとえば将来かなり強力な国連軍が成立したとしてもそれに核兵器を移譲することは禁止されているし、第五条との関連で平和目的核爆発を行なう場合に I A E A に核爆発装置を移譲することも禁止されている。

アラブ連合は、第一条における決定的かつ実地的な重要なぬけ穴をふさぐために、まず、「いかなる者に対して」の後に「いかなる形式においても」という文言を挿入すること、次に、第一条の末尾に、「各核兵器国は、その管轄に服しかつ核活動に従事しているいかなる私人、会社、企業、私的、公的、半公的団体もこの条項で禁止されている行為に参加しないことを確保するための適切な措置をとることを約束する」という新しい条項を追加することを提案した。⁽²²⁾ この提案に対し、ソ連は、「實際上、現在の形におけるこれらの条項はあらゆる形式における核兵器拡散のすべての道すじを閉ざしている。すなわちこれらはアラブ連合が提出した修正の目的を充たしているのである」と反論し、米国も、「いかなる形式においても」というような文言の追加は、すでに何らのぬけ穴も残していないこの条項を強化するものではない。……核兵器に関する任務を管理し続けており、これからも管理し続けるのは私企業や私人ではなく政府である。したがって我々が条約において取り扱わなければならないのは政府の行

(28) 為である」と述べ、修正案を拒否したため、この修正案は採用されなかったが、アラブ連合の趣意は条約規定の中で読みとることができるのであるように、条約の国内の実施により確保されていくべきであらう。

- (1) ナトー交渉とN+1の構想と関しては、W. B. Bader, "Nuclear Weapons Sharing and 'the German Problem'", *Foreign Affairs*, Vol. 44, No. 4, July 1966, pp. 693—700; André Beaufre, "The Sharing of Nuclear Responsibilities: A Problem in Need of Solution", *International Affairs* (London), Vol. 41, No. 3, July 1965, pp. 411—419. ; Neville Brown, "A New Policy for NATO?" *The World Today*, Vol. 20, No. 10, October 1964, pp. 423—430; Zbigniew Brzezinski, "Moscow and the M. L. F.: Hostility and Ambivalence", *Foreign Affairs*, Vol. 43, No. 1, October 1964, pp. 126—134. ; Alastair Buckan, "The Multilateral Force: A Study in Alliance Politics", *International Affairs* (London), Vol. 40, No. 4, October 1964, pp. 619—637. ; Irving Heymont, "The NATO Bilateral Force", *Orbis*, Vol. IX, No. 4, Winter 1966, pp. 1025—1041. ; Fred Charles Iklé "Nth Countries and Disarmament", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. LXVI, No. 10, December 1960, pp. 391—394. ; David R. Inglis, "The Fourth-Country Problem: Let's Stop at Three", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. XV, No. 1, January 1959, pp. 22—26. ; F. O. Milsche, "The Case for Nuclear Sharing", *Orbis*, Vol. VI, No. 3, Fall 1961, pp. 292—305. ; John Newhouse, "The Multilateral Force: An Appraisal", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. XX, No. 7, September 1974, pp. 13—18. ; V. Shestov, "No More Nuclear Powers: Concerning the Non-Proliferation of Nuclear Weapons", *International Affairs* (Moscow), Vol. 10, No. 11, November 1964, pp. 29—34. ; John Siard, "The Multilateral Force: The Case Against", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. XX, No. 7, September 1964, pp. 18—20. ; Albert Wohlsteier, "Nuclear Sharing: NATO and the N+1 Country", *Foreign Affairs*, Vol. 39, No. 3, April 1961, pp. 355—387. ; Ibrahim A. Shaker, *The Nuclear Non-Proliferation Treaty: Origin and Implementation*

1959—1979, 1980, pp. 129—189. 論評。

(2) ENDC/PV. 288, 31 August 1965, *Documents on Disarmament 1965*, p. 364.

(3) DC/PV. 90, 2 June 1965, *Documents on Disarmament 1965*, p. 222. 国連G国議 A/C. I/PV. 1355, 18 October 1965, *Documents on Disarmament 1965*, pp. 472—473.

(4) 『米英G国議』 William Foster, "Risks of Nuclear Proliferation: New Directions in Arms Control and Disarmament", *Foreign Affairs*, Vol. 43, No. 4, July 1965, p. 596.; E. L. M. Burns, "The Nonproliferation Treaty: Its Negotiations and Prospects", *International Organization*, Vol. XXIII, No. 4, Autumn 1969, p. 791.; William B. Bader, *The United States and the Spread of Nuclear Weapons*, 1968, pp. 59—60.; Gerhard Wertig, "Soviet Policy on the Nonproliferation of Nuclear Weapons, 1966—1968", *Orbis*, Vol. XII, No. 4, Winter, 1969, pp. 1058—1084.; Joachim Schulz, "Non-Proliferation of Nuclear Weapons and International Law", *German Foreign Policy*, Vol. 5, No. 3, 1966, pp. 187—197.; Ian Brownlie, "Nuclear Proliferation: Some Problems of Control", *International Affairs* (London), Vol. 42, No. 4, October 1966, pp. 600—608.; V. Shestov, "No More Nuclear Powers", *International Affairs* (Moscow), November 1964, pp. 29—34.; William R. Kintner, "A Reappraisal of the Proposed Non-Proliferation Treaty", *Orbis*, Vol. X, No. 1, Spring 1966, pp. 128—151.; Mason Willrich, "The Future of Nuclear Weapons Containment", *Virginia Quarterly Review*, Vol. 42, No. 4, Autumn 1966, pp. 497—511. 論評。

(5) Report by Secretary of State Rusk to President Johnson on the Nonproliferation Treaty, 2 July 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p. 478.

(6) Mohamed I. Shaker, *op. cit.*, p. 214.

(7) 『米英G国議』 論評 『核兵器不拡散条約体制の起源』 『安全保障』 第一五巻第三号 (一九八三年三月)

一四一—二六、三八—三九頁参照。

- (8) ENDC/PV. 250, 22 March 1966, *Documents on Disarmament 1966*, pp. 162 and 166.
- (9) ENDC/PV. 252, 29 March 1966, *Documents on Disarmament 1966*, pp. 178—179.
- (10) George Bunn, "The Nuclear Proliferation Treaty", *Wisconsin Law Review*, Vol. 68, No. 3, 1968, p. 778.
- (11) E. L. M. Burns, *op. cit.*, p. 791.
- (12) もいとの Shaker は、条約が核兵器の配備の問題を取り扱っていないし、以前の条約案のいずれも配備を禁止していかつたと解釈してはならない (Mohamed I. Shaker, *op. cit.*, p. 240)。
- (13) A/C. 1/PV. 1566, 13 May 1968, para. 49. 同様の言葉を引用して (ENDC/PV. 334, 28 September 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p. 436.; ENDC/PV. 370, 27 February 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p. 112.; A/C. 1/PV. 1567, 14 May 1968, para. 115.)、ノー・ト・ク・ト・キ・ヤ・ト (A/C. 1/PV. 1361, 25 October 1965, para. 25)、『メキ・ノ (ENDC/PV. 274, 28 October 1966, pp. 10—11)、『ノ・メ・シ・ノ・ト (A/C. 1/PV. 1571, 20 May 1968, para. 68) などがある。
- (14) ENDC/PV. 362, 6 February 1968, *Documents on Disarmament 1968*, pp. 34—35.
- (15) Report by Secretary of State Rusk to President Johnson on the Nonproliferation Treaty, 2 July 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p. 477.
- (16) George Bunn, "Horizontal Proliferation of Nuclear Weapons", Bennet Boskey and Mason Willrich (eds.), *Nuclear Proliferation: Prospects for Control*, 1974, p. 34.; Mohamed I. Shaker, *op. cit.*, p. 243.
- (17) これらの二つの概念に関しては、拙稿「核兵器不拡散および非核兵器地帯の法的概念」『法政理論』第一三巻第三号（一九八二年三月）一五六—一八二頁参照。
- (18) NPT/CONF/C. 1/L. 1, 20 May 1975.

- (51) *World Armaments and Disarmament : SIPRI Yearbook 1981*, pp. 299 and 346.
- (52) Jozef Goldblat, "Implementation of the Non-Proliferation Treaty", *SIPRI, Nuclear Energy and Nuclear Weapon Proliferation*, 1979, p. 334.
- (53) ENDC/PV. 263, 10 May 1966, *Documents on Disarmament 1966*, p. 283.
- (54) ENDC/PV. 197, 26 September 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p. 428.
- (55) ENDC/PV. 370, 27 February 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p. 122.
- (56) ENDC/PV. 370, 27 February 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p. 127.

三 製造の禁止

(一) 製造の意味

核兵器不拡散の概念が非核兵器国による核兵器の製造の禁止を含むことは当然であり、原子力平和利用に関する非核兵器国の情報が増大し技術が進展するにつれて、その重要性がますます認識されるようになっていく。一九六一年のアイランド決議、米国の一九六五年条約案と一九六六年修正案、及び一九六五年のソ連条約案はそれぞれ非核兵器国による核兵器製造の禁止を含んでいた。ソ連条約案はさらに核兵器の製造の準備の禁止をも規定していた。⁽¹⁾したがって核兵器の製造及びその準備に關しどの時点で禁止すべきかの問題が生じていた。これに關してスウェーデンは、「核兵器の開発の道をできるだけ早くブロックすることが重要であることに我々はみんな合意しう

る。しかし我々が直面しているのは、多くの段をもつ長いはしごであることを知るべきであり、実際の問題はこれらどこに国際的なブロッキングを導入するのが合理的であり可能であるかということである。……製造の最終的
行為だけを禁止するのは、これらの長い一連の決定の中で遅すぎないように思える。他方、政治家の予備的考えや科
学者の実験室での研究をその証拠であるとするのは、好ましくない干渉だと考えられるので、困難である。禁止の
規律が最も決定的に焦点を合わされるべき中間的なりンクは見い出されな⁽²⁾いだろうか」と、製造のどの時点で国際
的規律を持ち込むかについて中間的なものを示唆していた。

しかし、条約は核兵器その他の核爆発装置の製造を禁止しているのみであり、Wilrichが、「歴史的背景と共に、
これら（製造の準備）が削除されたことからして、少なくとも条約第二条の下において、非核兵器国は核兵器の研
究開発の仕事の大部分を含め、実際の製造にいたらない『長いはしご段』をもつこれらの活動の多くに従事する自
由をたぶん保持しているように思える⁽³⁾」と述べているように、製造にいたる一連の長い過程の最終段階のみが禁止
されていると解釈される。

この点に関しスイスは以下のような覚書を提出した。

「核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しない」という句は、スイス当局の解釈によれば、ウ
ラン鉱床の採掘、ウランの濃縮、核燃料からのプルトニウムの抽出あるいは燃料要素や重水の製造が平和目的のために行なわれ
る場合には、これらのプロセスを含んでいない。スイス当局はこれらの解釈が公式に確認されることを望む⁽⁴⁾。

米国はこれに対し、今包括的な定義や解釈を作成することは不可能であるが、いくつかの例として、ウランの濃
縮、分裂性物質の貯蔵、プルトニウム燃料の動力炉、高速増進炉などは、第三条の保障措置の下にある限り、第二
条の違反とはならないと考⁽⁵⁾えていると述べた。

このように条約が署名された時点においては、核兵器の製造という最終段階のみが禁止され、それに至らない多くの活動は禁止されていないと解釈されていた。核兵器不拡散問題の初期の議論においては、dissemination という語が用いられていたように、その中心は移譲・受領の禁止であった。しかし原子力平和利用の分野における発展が著しい現在においては、NPT体制の中心はこの製造の禁止にあると言つてよい。核兵器のための核技術と原子力平和利用のための核技術は極めて似かよつており、多くの場合には同じ技術が用いられる。

一九七〇年代中期以降のNPT体制の新しい展開として、この製造の禁止に関する新しい動きが見られる。すなわち、ウラン及びプルトニウムは核兵器にたやすく転用されるものであるから、非核兵器国が高濃縮のウラン及びプルトニウムを入手できないようにしようとするものである。たとえば一五国よりなるロンドン核供給国クラブのガイドラインは、⁽⁶⁾ウラン濃縮及びプルトニウムの再処理の施設の輸出を抑制するよう勧告しているし、米国等はたとえ平和利用であっても、それらの施設の輸出を禁止している。したがつて、最近の動向は、製造の禁止のみならず、製造の可能性をもつ技術的手段の移譲の禁止にまで拡大されているのである。

(二) 核兵器国による製造

核兵器不拡散という考えは、一九六〇年代前後のその起源の時期においても、新しい核兵器国の出現を防止しようとするものであり、非核兵器国が核兵器を取得するのを防止するためのものであつて、すでに核兵器国である国の核軍備に関わるものではなかつた。核兵器国はその核兵器を非核兵器国に移譲しないという面でのみ核兵器不拡散と関わってくるのであつた。したがつて一九六一年のアイランド決議、米国の一九六五年条約案と一九六六年修正案、ソ連の一九六五年条約案も、核兵器国による製造に関しては何ら規定していなかつた。

しかしこのようなアプローチは非核兵器国のみに一方向的に義務を課すものであり、核兵器国の中で所有する核兵器及び将来における一層の開発に関しては何らの規制をも含んでいないため、多くの非核兵器国は、核兵器不拡散と核軍縮との結合を求めた。NPTの交渉中において、この点を最も積極的に主張したのはインドとスウェーデンであった。

インドは、「我々は一層の拡散の防止のみならず、現在の拡散の逆行をも望んでいる。……現在の核兵器国がその恐るべき軍備を維持し続け、さらに新しい国が核プログラムに乗り出す時に、諸国家に対し核兵器生産のプログラムを永久に放棄するよう求めるのは非現実的であることは、総会の多くの代表により指摘されている」と述べ、包括的核実験禁止条約、核兵器及び運搬手段の生産の完全な凍結及び現存の貯蔵の大幅な削減を含む軍縮に向けての具体的進展が、核兵器不拡散ともなされるべきことを主張している。特に、インドは拡散（proliferation）という用語を、現実の政治的な文脈の中においてではなく、その用語がもつ意味自体から解釈し、その意味は非核兵器国が新しく核兵器を取得することと共に、すでに核兵器国である国の中において核兵器がさらに増大していくことをも含むと主張した。インドによれば、両者とも拡散という用語で包含され、その内容は水平的拡散と垂直的拡散という形で対比される。ここでインドにより主張されている垂直的拡散の具体的内容は、核兵器国がさらに核兵器を開発・製造することであり、垂直的不拡散の中心的内容は、核兵器国による核兵器の生産停止である。この点は、NPT交渉の際の基本原則として総会決議の中で採択されている「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」という側面からも、インドにより強く主張されていた。

他方、スウェーデンは、核兵器不拡散の措置と共に、包括的核実験禁止及び軍事用分裂性物質の生産停止の措置を同時にとるべきであると主張した。これは、非核兵器国が核兵器を所有していない現状を凍結すると共に、核兵

器国の核開発も質的及び量的に現状で凍結しようとするものであり、軍事用分裂性物質の生産停止は、核兵器の製造停止の措置となっている。このように多くの非核兵器国は、核兵器の製造をも禁止するよう主張したけれども、米ソ両国の受け入れるところとはならず、核軍縮に関する問題は条約第六条により規律されることとなった。

核兵器国による核兵器の生産禁止という問題は、核兵器不拡散という概念には含まれなかったのであるが、核兵器国と非核兵器国の義務のバランスという観点あるいは現状維持という側面から考えるならば、それをも含めることが合理的であると考えられる。すなわち一九六三年の部分的核実験禁止条約は、技術的には非核兵器国による地下核実験は困難であったが、一定の核実験禁止の義務はすべての国——すでに核爆発を行なっていると否とにかかわらず——に同様に課せられていた。その意味で核兵器の製造禁止という義務がすべての国——核兵器国であるか非核兵器国であるかに関わりなく——に課せられることに一定の合理性は存在していた。しかし実際の規定は、新しい核兵器国の出現防止という観点から作成されたため、非核兵器国は核兵器の製造を禁止されるのに対し、核兵器国はその製造に関して何らの規制も受けないという制度が成立したのである。

(1) ソ連条約案はさらに、「その領域においてもしくは他国の領域において、独立してもしくは他国と共同して」という文言を含んでいたが、これは一九五四年の議定書により領域内での核兵器の製造の禁止を引き受けている西ドイツを念頭に置いていたものと考えられる。この議定書で同じく Mason Willrich, "West Germany's Pledge Not to Manufacture Nuclear Weapons", *Virginia Journal of International Law*, Vol. 7, No. 1, December 1966, pp. 91—100. 参照。

(2) ENDC/PV. 243, 24 February 1966, *Documents on Disarmament 1966*, p. 56.

(3) Mason Willrich, *Non-Proliferation Treaty: Framework for Nuclear Arms Control*, 1969, p. 92.

(4) ENDC/204, 24 November 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p. 572.

- (5) Statement by ACDA Director Foster to the Senate Foreign Relations Committee : Nonproliferation Treaty, 10 July 1968, *Documents on Disarmament 1968*, pp. 503—504.
- (6) INFCIRC/254, February 1978.
- (7) DC/PV. 75, 4 May 1965, *Documents on Disarmament 1965*, p. 147.
- (8) V. C. Trivedi, "Vertical versus Horizontal Proliferation : An Indian View", James E. Dougherty and J. F. Lehman, Jr., (eds.), *Arms Control for the Late Sixties*, 1967, pp. 195—203. 参照。
- (9) DC/77, 10 May 1965, *Documents on Disarmament 1965*, p. 159.
- (10) ヲガンタ (A/C. I/PV. 1566, 13 May 1968, paras. 42—45.)¹ ヲンヅ (A/C. I/PV. 1567, 14 May 1968, paras. 105—115.)² キホキ (A/C. I/PV. 1568, 15 May 1968, paras. 94—104.)³ キンヅト (A/C. I/PV. 1572, 22 May 1968, para. 9.)⁴ シホロノオキ (A/C. I/PV. 1572, 22 May 1968, paras. 166—168.)⁵ モニタム (A/C. I/PV. 1573, 23 May 1968, para. 63.)⁶ ニナト (A/C. I/PV. 1575, 28 May 1968, para. 49.)⁷

四 援助の禁止

(一) 核兵器国から非核兵器国への援助

NPTが、移譲・受領の禁止及び製造の禁止の外に、援助の禁止を含めたのは、核兵器不拡散の実効性を確保する上で当然のことであった。NPT第一条は、「締約国である各核兵器国は……核兵器その他の核爆発装置の製造もしくはその他の方法による取得又は核兵器その他の核爆発装置の管理の取得につきいかなる非核兵器国に対しても

も何ら援助、奨励又は勧誘を行なわないことを約束する」と規定し、第二条は、「締約国である各非核兵器国は……核兵器その他の核爆発装置の製造についていかなる援助をも求めず又は受けなないことを約束する」と規定している。第二条の場合には援助供与国は核兵器国に限定されていないけれども、このような規定の仕方は、NPT体制の中心的概念である核兵器国と非核兵器国の対立を明確にしており、基本的には前者から後者への援助の禁止が規定されていると言つてよい。このことは新しい核兵器国の出現の防止という核兵器不拡散の理念と一致するものである。

援助に関する事項として、条約は主として製造を対象としているが、一九六五年のソ連条約案及び一九六六年の米国修正案は、核兵器の製造、製造の準備もしくは実験における援助をも禁止の対象としており、ソ連条約案はさらに核兵器の製造又は使用のために利用しうるあらゆる種類の製造、研究その他に関する情報や資料を与えることも禁止していた。しかし実験は製造の後に行なわれる行為であるし、援助に関して言えば製造も製造の準備も程度に若干の差があるだけで実質的には差異がないと言える。また条約によれば、非核兵器国による製造は禁止されているが、製造の準備は禁止されていない。

第一条及び第二条の援助の禁止と最も深く関連してくるのは、第四条における原子力平和利用のための援助の問題である。Wilrichが、「ほとんどすべての種類の国際的核援助は、潜在的に核兵器プログラムに有益である。実際ほとんどどの核活動は客観的には中立である。もし第一条と第二条のみが適用されるならば、非核兵器国の受領するあらゆる援助は禁止された活動の中に入ると主観的に評価されるであろう。幸いにも、第三条で要求されているように、非核兵器国へのすべての平和的核援助に対する保障措置の適用が、ほとんどどの国際的核活動の平和的目的を立証し明確にする手段を提供している」と述べているように、平和的核活動と核兵器に関する活動とを技術的に

区別することが困難な場合もあり、原子力平和利用の促進とNPTの強化という二つの理念の対立が、条約成立後の最大の課題となっている。

核兵器国から非核兵器国への援助に関して区別されなければならないのは、非核兵器国がNPT当事国であるか否かという点である。非核兵器国がNPT当事国である場合には、その国は核兵器不拡散の法理を受け入れており、第三条第一項によりその国のすべての平和的原子力活動に保障措置が適用されるわけであるから、原子力平和利用に関する援助が第四条の規定に従って与えられるべきである。このような考えにそってオランダは以下のように述べている。

我が代表は、第一条は以下のように意味すると解釈する。知識、物質、設備を供給することによる援助は、そのような援助が核兵器その他の核爆発装置の製造に用いられることが明白に立証されるまで拒否されない。いいかえれば条約当事国である受領国が第三条の規定に従っている場合には、すべて与えられた援助は核兵器その他の核爆発装置に用いられないという明白な推定があるものとする。⁽²⁾

しかし、NPT当事国でない非核兵器国への援助に関しては、第三条第二項により移転されたものに保障措置が適用されるとしても、保障措置が適用されない核活動が存在することもあるし、さらに重要なことにNPT非当事国は核兵器不拡散の法理を受け入れていないのであるから、NPT当事国への援助と同様に取り扱われるべきではない。

(二) 核兵器国から核兵器国への援助

締約国である核兵器国から他の核兵器国への援助は、条約上禁止されていない。核兵器国から核兵器国への核兵

器の移譲の禁止は、米国及びソ連の条約案には含まれていなかったがその後条約に取り入れられたことはすでに述べたが、この援助に関しては条約案でも禁止されず、条約でも禁止されなかった。これは主として、米国と英国との間の協力関係の維持という具体的問題に即して条約が作成されたためである。

この側面が禁止されていないことを多くの国が批判したが、インドは、「米ソ条約案の第一条はもう一つのぬけ穴をもつ。……それは、他の核兵器国が核兵器を製造し、取得しもしくは管理するのある核兵器国が援助し、奨励し、勧誘することができるとを意味するのだろうか。このようなことは決して許容されるべきではない」³⁾と主張していた。日本はこの点に関し、「この制限の欠除は、核兵器国が核兵器の製造またはその他の取得のためお互いに援助し、奨励し、勧誘することの黙示的な認可と考えられるべきではない。この制限の欠除から核兵器国が利益を得ないことを期待する。核兵器国によるそのような自制は、条約案の精神と一致するであろう」⁴⁾との希望を表明している。

Shaker が、「実際、ある核兵器国から他の核兵器国への援助は、核兵器の垂直的拡散に貢献する」⁵⁾と結論的に述べているように、いわゆる「垂直的拡散」という側面から考えれば、この点も禁止されるべきであったと考えられるが、NPTの法的概念はいわゆる「垂直的不拡散」を含んでいないのであるから、新しい核兵器国の出現防止及び核兵器国と非核兵器国の分離という側面から考えるならば、直接の規律の対象とはならない。しかし、一般に考えられているように、NPTを将来の核軍縮に向けての第一歩であると把握し、NPTを核軍縮の展望の中に位置づけるならば、この点も禁止されるべきであったらう。

一九七五年の第一回NPT再検討会議においても、日本は、核兵器国間の援助は禁止されていないがお互いに慎むべきであると主張しているし、⁶⁾一九八〇年の第二回NPT再検討会議においても、エジプトは、この点が条約

のぬけ穴になっていると述べている。⁽⁷⁾

同様に核兵器国に対する援助として、非核兵器国からのものがあるが、これも条約では禁止されていない。後に述べるように、締約国である非核兵器国からの援助は、一九六五の米国防務案及び一九六六年の米国防務修正案では禁止されていた。非核兵器国から核兵器国への援助は、一見問題が存在しないように考えられるが、非核兵器国の中にはウラン生産国が含まれているし、原子力平和利用の分野において極めて高い水準に達している国もある。この側面も、上述の側面と同様であり、NPTの概念それ自体には矛盾するものではないが、この援助により核兵器国の核兵器開発が促進されるという点において、核軍縮の論理とは矛盾するものである。

(三) 非核兵器国から非核兵器国への援助

核兵器その他の核爆発装置の製造に関する非核兵器国から非核兵器国への援助の問題については、まず援助提供国が条約当事国でない場合には条約規定に拘束されないから、規律の対象とはならない。次に援助受領国が条約当事国である場合には、第二条はあらゆる場合を含んでいるので当然禁止されている。したがって第三の最も重要なケースは、締約国である非核兵器国から締約国でない非核兵器国への援助である。条約はこのケースを明示的に禁止していない。

一九六五年の米国防務案及び一九六六年の米国防務修正案は、第二条において、非核兵器国が援助を求めずまたは受けられないことを規定すると共に、非核兵器国自身が援助を与えることをも禁止していた。しかし一九六七年の米国防務案で初めて規定され、そのまま条約として採択された第一条及び第二条は、すでに述べたように、第一条で核兵器国が援助を与えることを禁止し、第二条で非核兵器国が援助を受けることを禁止した。ここにおいて核兵器

国と非核兵器国の分離が明確にされ、核兵器の所有に関する能力と同じように、援助に関しても与える国と受ける国との区分が明確に確立され、その点では一貫性のある規定ぶりとなったが、ここで問題となっているNPT当事国である非核兵器国からNPT当事国でない非核兵器国への援助の禁止という側面は脱落してしまった。

この点を鋭く指摘したのはアラブ連合であり、第二条に関するぬけ穴として、条約当事国である非核兵器国が、核兵器その他の核爆発装置の製造その他の取得に関し他の非核兵器国を援助、奨励または勧誘しない義務に言及がないことをあげ、そこに核兵器の拡散の可能性が存在することは明らかであるし、それは条約第二条にこの禁止を含めることにより除去されなければならないし、簡単に除去しようと述べた後、第一条後半と同じ内容の規定を第二条の末尾に挿入することを提案した。⁹⁾

このアラブ連合の修正提案に対するソ連の返答は以下のようであった。

核兵器の製造または取得についての各非核兵器国の義務に関する第一条に対しアラブ連合が提案した修正については、実際にはこの修正は条約第二条及び前文の意味でカバーされている。もし条約当事国である非核兵器国が核兵器の製造もしくは取得について他の非核兵器国を援助するようなことがあれば、そのようなケースは、——繰り返して言うが、条約第二条及び前文の意味によれば——条約の違反とみなされるであろう。そのようなケースに出会えば、各締約国は、そのような行為が核兵器の不拡散に関する合意に反するものであり、すべての国家の安全保障を脅かすものであるとみなすであろう。……この規定(第三条第二項)は、条約第一条及び第二条へのアラブ連合代表による修正において言及されている拡散のためのありうるかも知れないぬけ穴のすべてをふさぐことに関連している。……したがってソ連代表は、実際において現在の形における条約案の第一、二、三条が、アラブ連合代表の声明及び修正案において言及された核兵器の拡散の道すじを閉じていると考えるし、したがってそれらはこの修正の目的の達成を確保していると確信している。¹⁰⁾

米國もアラブ連合の修正提案に対し以下のように述べている。

また、諸国家間の関係についての実際的かつ現実的な考慮の側面から、その提案を考えることが必要である。その側面から見れば、自國に対し条約上の制限を受諾した非核兵器國は、同じ制限を受諾していない他の國が核兵器開発の分野においてその事実から利益を得るのを援助するような理由は明らかに何もない。それにもかかわらず、もし締約國である非核兵器國が非核兵器國の領域においてそのような援助を提供しようとするならば、この行為は自國のために核兵器を開発する目的をもち、条約の違反であるという推定が即時に生じるであろう。……アラブ連合代表の提案を動機づけた建設的な目的を十分評価するけれども、我々の考えによれば、これらは現在の条約案の第一条、第二条における重大なあるいは実際的な欠陥ではないように思われる。⁽¹¹⁾

このように米ソ兩國は、アラブ連合の修正案の内容に反対するのではなく、むしろその趣旨には賛成していた。しかし条約案の修正には全く応じることなく、条約の解釈の問題としてこれを解決しようとした。したがって、米ソ兩國の解釈に従えば、締約國である非核兵器國から締約國でない非核兵器國への援助も、条約の解釈上禁止されていることになる。

米ソ兩國は修正案の趣旨に賛成しながらも、条約規定の修正には応じなかったのであるが、その理由として、Willich は、「もちろん、条約はこの問題を明白にカバーするよう修正されていたであろう。しかしそのような修正を受け入れれば、他の非核兵器國に対するのみならず核兵器國自身に対する非核兵器國からの援助をも条約で禁止すべきだとする他國の圧力を生じていたであろう⁽¹²⁾」と述べている。一九六七年に米ソ兩國により初めて提出された同一条約案の第一条及び第二条に関しては、米ソ兩國はいかなる修正をも受けつけないという態度を示していた。米ソ兩國は条約案の第一条及び第二条で核兵器國と非核兵器國を分離し、それぞれの義務を規定することにより、核兵器不拡散の基本的な制度を確立した。アラブ連合の修正は、この核兵器不拡散の論理に合致しそれをさら

に強化するものであったが、第一条あるいは第二条に何らかの修正を受け入れれば、核軍縮の論理に沿った他の修正をも要求される可能性があり、米ソ両国はそのことをおそれアラブ連合の修正を受け入れなかったものと考えられる。

米ソが修正に応じなかったたので、この側面は条約上明示的に禁止されていないし、米ソが禁止の根拠としてあげている第三条第二項も十分ではない。なぜならまず第一に、保障措置は平和的な原子力活動にのみ適用されるので、核兵器以外の軍事的な原子力活動には適用されないということであり、第二に、締約国でない非核兵器国に保障措置が適用されるのは締約国から移転された核物質または核施設に対してのみであるから、保障措置を受けない原子力活動が存在しうるのである。しかしNPT第一条及び第二条の実際の制作者である米ソ両国の解釈は、条約適用に際して重要な意味をもってくることは否定できない。

一九七五年の第一回NPT再検討会議で、スウェーデンは、この点に関して第二条にぬけ穴が存在すると述べつつも、一九六八年の米ソ両国による解釈に満足をもって注目するとしている。¹³一九八〇年の第二回NPT再検討会議においても、多くの国がこの問題に言及した。この問題は以前においては第二条のぬけ穴として取り扱われてきたが、この会議では第一条の義務をすべての当事国に拡大するという形で、実質的内容は以前と同様であるが、第一条の問題として取り扱われるようになった。たとえばノールウェーの作業文書は、「条約の目的を促進するため、いかなる当事国も、核兵器その他の核爆発装置の製造若しくは他の方法による取得又は核兵器その他の核爆発装置の管理の取得につき、いかなる非核兵器国に対しても何ら援助、奨励又は勧誘を行なうべきではないことを会議は強調する¹⁴」と規定し、援助の禁止の主体をすべての当事国とすることにより、非核兵器国による援助の禁止をも含めるべきだと主張していたし、七七カ国グループの作業文書も、「……核物質、核装置、核技術の輸出国であ

りNPTの当事国である非核兵器国も、この条項の要件（援助及び協力の禁止）に拘束されると自ら考えるべきであると七七カ国グループは考えている⁽¹⁵⁾と、さらに直接的に規定していた。スウェーデンも、「最終文書は、第一条がすべての条約当事国に適用されるという効果をもつ解釈を反映すべきである⁽¹⁶⁾」と述べており、同様の見解が他の国により表明されていた⁽¹⁷⁾。

このように第二回NPT再検討会議においても、非核兵器国による援助の禁止を確認する措置を会議がとるべきだと多くの国が主張したが、会議は最終宣言の採択に失敗したため、この問題に関する正式の会議の見解は示されなかった。

しかし、この問題に関しては、すでに米ソ両国の解釈が存在し、その解釈に対し異議を唱えた国は全くないし、NPT再検討会議でも多くの国がそのような解釈をとるべきだと主張しており、会議でもそれに対する明示的な反対は全くなかったことからして、一般的な合意が存在すると考えられる。

(四) 援助禁止の履行

NPT第一条及び第二条の履行に関して問題が生じているのは、この援助の禁止に関する。核兵器の移譲・受領の禁止及び製造の禁止に関しては、ほとんど問題は生じていない。

まず一九七四年のインドの核爆発に関して、すでに検討したように、インドは部分的核実験禁止条約に違反していないし、NPTの当事国ではないし、カナダとの協力協定の文言にも違反していない。しかし「この『一層の拡散』が生じたことについて誰かに責任があるとするならば、それは条約当事国自身である。もし条約第一条及び第二条の規定のすべて、特に核兵器その他の核爆発装置の製造若しくはその他の方法による取得又は核兵器その他の

核爆発装置の管理の取得につきいかなる非核兵器国に対しても、『何ら』援助、奨励又は勧誘を行なわない約束が誠実に遵守されていたならば、インドは核爆発装置を製造する地位にいなかっただろうし、一九七四年というそんな早い時期にその地位にいなかったことは確かである。……NPTの効力発生の後及び『平和目的のため』の核爆発を準備しているという一九七一年のインドの公式の声明の後において、NPTの当事国は、その核供給を継続することによって、インドが核爆発能力を取得するのを援助していることに気付くべきであった⁽¹⁸⁾と述べられているように、ここではインドの核爆発に関連して条約当事国の義務違反、すなわち援助の供与が存在したと主張されている。

インドの核爆発に用いられたプルトニウムは、カナダが供給した原子炉から得られたものであるし、米国はその原子炉のための重水をインドに提供していた。カナダはこの核爆発の直後に、インドへの核協力を全面的に停止した⁽¹⁹⁾。米国は一九七八年核不拡散法により、全面的 (Comprehensive) 保障措置の適用に合意しない国に対しては核物質や核施設の輸出を禁止しているが、インドに対してはその例外規定の適用、すなわちその不許可が米国の不拡散の目的の達成を深刻に損なうかまたは米国の防衛及び安全保障を危うくするものであるとの大統領の決定に従い、濃縮ウランの輸出を継続している⁽²¹⁾。

非核兵器国への援助の問題に関して最も大きな危惧を引き起こしたのは、一九七五年六月二七日に署名され一月一八日に効力を発生したブラジルと西ドイツ間の原子力平和利用の分野における協力に関する協定である⁽²²⁾。この協定は一五年の期間をもち、その後は一方により廃棄されない限り五年ずつ自動的に延長される。協力の内容は、ウラン鉱の試掘、採鉱、製錬及びウラン化合物の生産、原子力発電所及び他の原子力施設並びにその構成物の建設、ウラン濃縮及び濃縮サービス、燃料要素の製造及び使用済み燃料の再処理から成っており、さらに必要な技術

情報の交換をも含んでいる。また原料及び特殊分裂性物質の供給、特殊分裂性物質の生産、使用、処理のため特に設計されもしくは作成された設備及び資材の供給なども規定しており、具体的には、西ドイツからブラジルへ核燃料サイクルに関するすべての施設及び物質が移転されることが予定されている。この取引が多くくの国の注目を集めたのは、特に、この取引が西ドイツからブラジルへのウラン濃縮及びプルトニウム再処理に関する施設及び技術を含んでいたからである。

まずブラジルはNPTには反対を表明し、その当事国とはなっていない⁽²³⁾。その理由は主として核兵器国と非核兵器国の義務のバランスの問題であるが、さらに重要なのは平和目的核爆発の権利をNPTが否定していることによる。ブラジルはトラテロルコ条約の批准をすましているが、第二八条第二項の宣言を行なっていないので、ブラジルに対しこの条約は効力を発生していないし、さらにブラジルは、他の大多数のラテンアメリカ諸国と異なり、この条約が現在の技術段階でも平和目的核爆発を許容していると解釈している。

次に、ウラン濃縮及びプルトニウム再処理という二つのプロセスは、核燃料サイクルの中において、核兵器製造との関連で最も危険なものである。なぜならウラン濃縮もプルトニウム再処理も核兵器に必要な核物質を作り出す過程だからである。この協定に対する批判として Gail は、「それはまた一九九〇年にいたる原子力へのブラジルの要求及び計画された需要を満たすだろうし、ブラジルがそう望めば核兵器を作るための技術的基礎の多くをブラジルに与えることになるだろう。……この協定により生じた主要な政治的問題は、ウラン濃縮工場及びプルトニウムが抽出される使用済み燃料の再処理施設をブラジルに提供するというボンの約束である。これらの工場は、原子炉燃料の作成及びリサイクルのために、あるいは核兵器の製造のためにどちらにも用いられるのである⁽²⁴⁾」と述べている。

また、Wonder は、「その規模からして、この取引の二つの特徴は著しいものである。第一に、それは核サイクルのすべての段階においてブラジルを技術的に自立させるよう意図されている。したがって、地域的または国際的不拡散取決めへ加入させる主要な動機の一つ——簡単に入手できない技術へのアクセスを得ること——は次第にその影響力を失うだろう。第二に、さらに不吉なものであるが、兵器用分裂性物質を入手するのに不可欠な濃縮及び再処理という重大な技術がブラジルの手に落ち入るであろう」と、この取引がNPT体制に与える重大性を指摘している。さらに Rosenbaum も、この協定によりブラジルの核爆発製造能力が増進されることは疑いないと述べると共に、これが核拡散の新しい道を開くものであると主張している。⁽²⁶⁾

これらの見解に対し、協定において両国は核兵器不拡散の原則への支持を宣言していること、移転されたものが核兵器その他の核爆発装置のために用いられないようそれらに IAEA の保障措置が適用されること、再移転に関しても保障措置の適用や供給国の同意が必要なこと、十分な物理的防護がとられるべきこと、さらに保障措置及び物理的防護措置は本協定の終了に影響されないことなどが規定されていることから、ブラジルの核兵器その他の核爆発装置の製造に対する対策は十分であるとの反論がある。⁽²⁷⁾

Lowrance も、「ブラジルはNPTに加入していないが、ドイツと展開された進展により、今やNPTの多くの規定の精神に実際には合意していることになる。ブラジルは一定の主権を放棄し、その施設をIAEAの査察官に開放することに合意した。さらに移転された情報、物質、施設を核爆発装置作成のために用いるという意図を正式にかつ公けに放棄した。したがって、協定の期間内において、ブラジルは国内的または国際的な探知、討議および挑戦を受けることなく爆弾に向けて大幅な措置をとることはできない」と述べ、この協定が核兵器不拡散に役立つ側面を強調している。⁽²⁸⁾

しかしながら、協定による核兵器不拡散の約束及び保障措置の適用は、西ドイツから移転される核物質及び核施設に限定されている。将来ブラジルが西ドイツからの技術等の移転を基礎として、独自の核施設を建設しそこから核兵器の開発に進むことを禁止するものは何もない。特にブラジルがNPTに反対している国であること、平和目的の核爆発の権利を主張している国であること、並びに移転される施設の中にウラン濃縮及びプルトニウム再処理の施設が含まれていることからして、この取引は、「NPTの援助禁止条項と矛盾する活動の最も明白な実例である」⁽²⁹⁾と言わなければならない。

また、一九八〇年の第二回NPT再検討会議における七七カ国グループの作業文書は、以下のように規定している。

核兵器の直接の移譲はなかつたように思えるという限りにおいて、第一条の下での義務は全体として見れば遵守されていたと言える。しかし核兵器の製造または取得につきいかなる非核兵器国に対してもいかなる方法においても、直接または間接に何ら援助、奨励または勧誘を行なわないという核兵器国が引き受けた義務並びにこの要件を厳格に遵守する必要性が強調されなければならない。さらに核物質、核装置、核技術の輸出国である非核兵器国による核分野での援助及び協力の影響は、黙示的にしかこの条項でカバーされていない。しかし、特に適切な国際義務を引き受けていないNPT非当事国とそのような協力は、不拡散の目的に反した結果をもたらすであらう。この点に関して、平和的と考えられていた協力が、NPT非当事国である南アフリカの核兵器能力の開発に与えた影響、及びその結果として特にアフリカ諸国においてまた国際社会全体に警戒が増大していることに注目すべきである。また総会がイスラエルの核兵器能力に関し懸念を表明したことも言及されるべきである。

核物質、核装置、核技術の輸出国でありNPT当事国である非核兵器国も、この条項の要件に拘束されると自ら考えるべきである。七七カ国グループは考えている。そのことは、特にその地域のある国の意図について警戒が生じている緊急紛争地帯においてあてはまる。南アフリカ及びイスラエルのケースのように、核兵器目的への転用の増大する証拠が見られるような場合に

は、核兵器国と共に非核兵器国も不拡散の利益のため、問題の二国との核分野におけるすべての契約及び協力を停止すべきである。⁽³⁰⁾

セネガルも、「もし報告されているように、イスラエルや南アフリカのような国が核兵器を開発しているとすれば、それはある条約当事国の援助により、もしくは寛大な容認によりそうしていることは全く明らかである」と述べており、他のアフリカ諸国も同様の見解を表明している。⁽³¹⁾

イスラエルについては、⁽³²⁾ 国連総会において一九七八年以來議論されており、一九七八年の総会決議 33/71A は、「イスラエルに対する核施設、核分裂性物質又は技術の移転を全て停止すること」をすべての国に要請するよう安全保障理事会に求めており、一九七九年の総会決議 34/89 はさらに直接的に、「すべての国に対し、核兵器の取得及び開発につきイスラエルを援助することとなるイスラエルとのいかなる協力も終了させること」を訴えている。

またこの決議に従い、事務総長は一九八一年に「イスラエルの核軍備」と題する専門家グループの報告書を提出し、イスラエルの核開発の状況を明らかにしている。国連総会における議論は、NPTの援助の禁止との関連のみで議論されているわけではなく、イスラエルの核開発全般、中東問題の解決、南アフリカとの核協力といった側面から行なわれているものであり、また核援助の禁止もすべての国を対象としているが、特にNPT当事国はこの点に関して法的義務を負っているものであり、NPT当事国としてさらに強く援助の禁止を要請されるものである。

南アフリカについては、⁽³³⁾ 国連総会で主としてアフリカ非核化の問題との関連で議論されている。一九七六年の総会決議 31/69 は、「すべての国に対し、南アフリカ人種差別政権に核兵器能力の取得を可能ならしめるようないかなる施設、核分裂性物質もしくは技術をも南アフリカに引渡し、もしくは南アフリカの意のままに設置しないよう訴える」としており、同様にその後の決議 32/81、33/63、34/76 A and B、34/93 E、35/146 A and B、36/86 A and

B, 37/74 A and B において、南アフリカとの核協力の停止が要請されており、一九八〇年に事務総長は、「核分野における南アフリカの計画と能力」と題する専門家グループの報告書³⁶⁾を提出し、南アフリカの核開発の状況を明らかにしている。

南アフリカの核開発に関する事件として、一九七七年八月には、南アフリカのカラハリ砂漠で核爆発の準備が進行中であることがソ連及び米国により明らかにされたし、一九七九年九月二二日に、インド洋及び南大西洋の地域で核爆発が行なわれた可能性がある」と米国は発表した。

また安全保障理事会は、一九七七年一月四日の決議 418 (1977) により、国連憲章第七章の下における拘束力ある決定として、すべての国に対し核兵器の製造及び開発における南アフリカとの協力をひかえるべきことを決定している。

このように南アフリカに関しては、主として南アフリカのアパルトヘイト政策との関連で、アフリカの核兵器開発が危惧されている。この場合もイスラエルの場合と同様に、これらの措置は国際の平和と安全の維持という国連の広汎な目的に沿ってとられているものであるが、NPTの援助の禁止という観点からみれば、NPT当事国である西側諸国が核協力を行なっていると主張されており、これらの国は総会の勧告に反し、また安全保障理事会の決定に反するのみならず、NPTの援助禁止義務にも違反していることになる。NPTの当事国でないその他の非核兵器国で、他国から核開発の援助を受けていると考えられている国として、パキスタン、アルゼンチン、キューバ、北朝鮮などがあげられる。³⁷⁾

NPTの援助の禁止に関する規定は、今では核兵器国のみならず非核兵器国をも拘束すると考えられるが、一般にそれほど厳格には遵守されていないように思われる。ここで特に問題になるのは条約当事国でない非核兵器国へ

の援助であり、これは明らかに核兵器の拡散へと導く可能性を多くもつものであるだけだ、さらに厳格な条約義務の履行が期待される。

- (1) Mason Willich, *Non-Proliferation Treaty: Framework for Nuclear Arms Control*, 1969, p. 94.
- (2) A/C. I/PV. 1561, 6 May 1968, para. 72.
- (3) ENDC/PV. 334, 28 September 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p. 436. 国連の総会による ENDC/PV. 370, 27 February 1968, *Documents on Disarmament 1968*, pp. 112—113.; A/C. I/PV. 1567, 14 May 1968, para. 115. 参照。トロンビョーの国連の総会による ENDC/PV. 363, 8 February 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p. 51.; A/C. I/PV. 1560, 3 May 1968, para. 75. 参照。
- (4) A/C. I/PV. 1565, 10 May 1968, para. 70.
- (5) Mohamed I. Shaker, *The Nuclear Non-Proliferation Treaty: Origin and Implementation 1959—1979*, 1980, p. 261.
- (6) NPT/CONF/C. I/SR. 6, 16 May 1975, para. 9.
- (7) NPT/CONF. II/C. I/SR. 2, 20 August 1980, para. 7.
- (8) ENDC/PV. 333, 26 September 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p. 422.
- (9) ENDC/197, 26 September 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p. 428.
- (10) ENDC/PV. 370, 27 February 1968, *Documents on Disarmament 1968*, pp. 122—123.
- (11) ENDC/PV. 370, 27 February 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p. 128.
- (12) Mason Willich, *op. cit.*, p. 98.
- (13) NPT/CONF/C. I/SR. 3, 14 May 1975, para. 2.
- (14) NPT/CONF. II/C. I/8, 27 August 1980.

- (19) NPT/CONF. II/C. 1/2, 26 August 1980, p. 2.
- (20) NPT/CONF. II/C. 1/SR. 2, 20 August 1980, para. 5.
- (21) ナンバートン (NPT/CONF. II/C. 1/SR. 2, 20 August 1980, para. 4.)¹⁾ キミンズ (ibid., para. 6.)²⁾ イタリオン (ibid., para. 19.)³⁾ ノバコウ (ibid., para. 26.)⁴⁾ 米國 (ibid., para. 27.)⁵⁾
- (22) *World Armaments and Disarmament: SIPRI Yearbook 1979*, p. 365. 同書(訳註)ジョゼフ・ゾゼフ・ゴールドブラット, "The Indian Nuclear Test and the NPT", Ann W. Marks (ed.), *NPT: Paradoxes and Problems*, 1975, p. 36. 参照。
- (23) CCD/426, 23 May 1974, *Documents on Disarmament 1974*, pp. 153—154. 同書(訳註)アショク・カプール, "The Canada-India Nuclear Negotiations: Some Hypotheses and Lessons", *The World Today*, Vol. 34, No. 4, August 1978, pp. 311—322; Barrie Marrison and Donald M. Page, "India's Option: the Nuclear Route to Achieve Goal as World Power", *International Perspectives*, July-August 1974, pp. 23—28. 参照。
- (24) Executive Order 12218 on the Export of Special Nuclear Material and Components to India, June 19, 1980.
- (25) マンズウ(譯)松本(譯)田中(譯)マクドナルド・マクドナルド・マクドナルド, "Ship the Fuel to India", *Washington Post*, June 13, 1980, A19, in GPO, *Reader on Nuclear Proliferation*, 1980, p. 77.; John H. Glenn, Jr., "No Fuel for Tarapur", *Washington Post*, September 22, 1980, A15, in GPO, *Reader on Nuclear Proliferation*, 1980, p. 115.; Roberta Wohlsteher, "U. S. Peaceful Aid and the Indian Bomb", Albert Wohlsteher et al., *Nuclear Politics: Fuel Without the Bomb*, 1978, pp. 57—72.; Brian L. Schorr, "Testing Statutory Criteria for Foreign Policy: The Nuclear Non-Proliferation Act of 1978 and the Export of Nuclear Fuel to India", *New York University Journal of International Law and Politics*, Vol. 14, No. 2, Winter 1982, pp. 419—466. 参照。
- (26) *International Legal Materials*, Vol. XV, No. 3, May 1976, pp. 485—488.

- (83) ノルマンのZaithoffの論議“核兵器の理由の分析と批判” H. John Rosenbaum and Glenn M. Cooper, "Brazil and the Nuclear Non-Proliferation Treaty", *International Affairs* (London), Vol. 46, No. 1, January 1970, pp. 74—90.; James P. Rowles, "Nuclear Power and Non-Proliferation : The View from Brazil", *Vanderbilt Journal of Transnational Law*, Vol. 14, No. 4, Fall 1981, pp. 711—786. 論評。
- (84) Norman Gall, "Atoms for Brazil, Danger for All", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 32, No. 6, June 1976, pp. 5—6.; Norman Gall, "Atoms for Brazil, Danger for All", *Foreign Policy*, No. 23, Summer 1976, p. 158.
- (85) Edward Wonder, "Nuclear Commerce and Nuclear Proliferation : German and Brazil, 1975", *Orbis*, Vol. 21, No. 2, Summer 1977, pp. 285—286.
- (86) H. John Rosenbaum, "Brazil's Nuclear Aspiration", Onkar Marwah and Ann Schulz (eds.), *Nuclear Proliferation and the Near-Nuclear Countries*, 1975, pp. 266 and 272. 西條の訳載。ジョージ・ファン・グリアメルリ, "The Brazilian-German Nuclear Deal : A View from Argentina", *Survival*, Vol. XVIII, No. 4, July/August 1976, pp. 162—165. 論評。
- (87) 西条の訳載。ノルマンの論議。Werner Ungere の「核兵器の国際的規制」("The International Regulation of Nuclear Energy, Approaches to the Prevention of Diversion of Nuclear Fuel to Military Uses", *Columbia Journal of Transnational Law*, Vol. 16, No. 3, 1977, pp. 457—462.) 論評。
- (88) William W. Lowrance, "Nuclear Futures For Sale : To Brazil From West Germany, 1975", *International Security*, Vol. 1, No. 2, Fall 1976, p. 156.
- (89) SIPRI, *The NPT : The Main Political Barrier to Nuclear Weapon Proliferation*, 1980, p. 14.; J. Goldblat, "Implementation of the Non-Proliferation Treaty", SIPRI, *Nuclear Energy and Nuclear Weapon Proliferation*, 1979,

- p. 335.
- (29) NPT/CONF. II/C. 1/2, 26 August 1980, p. 2.
- (30) NPT/CONF. II/SR. 12, 19 August 1980, para. 42.
- (31) 中東 (NPT/CONF. II/C. 1/SR. 2, 20 August 1980, para. 12.)¹ ナトリウム (ibid., para. 15.)² キーワード (ibid., paras 18 and 22.)³
- (32) 中東 (NPT/CONF. II/C. 1/SR. 2, 20 August 1980, para. 12.)⁴ George H. Quester, "Israel and the Nuclear Non-Proliferation Treaty", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. XXV, No. 6, June 1969, pp. 7-9 and 44-45.; Simha Flapan, "Israel's Attitude Towards the NPT", SIPRI, *Nuclear Proliferation Problems*, 1974, pp. 271-290.; Lawrence Freedman, "Israel's Nuclear Policy", *Survival*, Vol. XVII, No. 3, May/June 1975, pp. 114-120.; Avigdor Haselkorn, "Israel: From an Option to a Bomb in the Basement", Robert M. Lawrence and Joel Larus (eds.), *Nuclear Proliferation: Phase II*, 1974, pp. 149-182.; Steven J. Rosen, "Nuclearization and Stability in the Middle East", Onkar Marwah and Ann Schulz (eds.), *Nuclear Proliferation and the Near-Nuclear Countries*, 1975, pp. 157-184.; SIPRI, *The Near-Nuclear Countries and the NPT*, 1972, pp. 27-31.; George Quester, *The Politics of Nuclear Proliferation*, 1973, pp. 82-102.; Mohamed I. Shaker, *op. cit.*, pp. 833-856. 参照。
- (33) *Israeli Nuclear Armament*, Report of the Secretary-General, A/36/431, 18 September 1981, 27p.
- (34) 中東 (NPT/CONF. II/C. 1/SR. 12, 19 August 1980, para. 42.) J. E. Spence, "The Republic of South Africa: Proliferation and the Politics of 'Outward Movement'", Robert M. Lawrence and Joel Larus (eds.), *Nuclear Proliferation: Phase II*, 1974, pp. 209-238.; Edouard Bustin, "South Africa's Foreign Policy Alternatives and Deterrence Needs", Onkar Marwah and Ann Schulz (eds.), *Nuclear Proliferation and the Near Nuclear Countries*, 1975, pp. 205-226.; Kenneth L. Adelman and Albion W. Knight, "Can South Africa Go Nuclear?" *Orbis*, Vol. 23, No. 3, Fall 1979,

pp. 633—647. ; SIPRI, *The Near-Nuclear Countries and the NPT*, 1972, pp. 32—35. ; George Quester, *The Politics of Nuclear Proliferation*, 1973, pp. 198—204. 参照。

(36) *South Africa's Plan and Capability in the Nuclear Field*, Report of the Secretary-General, A/35/402 and Corr. 1, 9 September 1980, 42p. 40-42 A/36/430, 3 September 1981, 44-45 A/37/432, 20 September 1982. 参照。

(37) *World Armaments and Disarmament : SIPRI Yearbook 1981*, pp. 299—301.

む す び

現代国際社会の中で重要な地位を占めているNPT体制は、現代国際社会の特質の一つの側面を顕著に示しており、NPT体制の基本構造が、国際社会の構造に大きな影響を与えている。このNPT体制の最大の特徴すなわち大前提は、核兵器国と非核兵器国の分離及びその維持である。NPT体制にとって核兵器国と非核兵器国の分離とその維持は不可欠のものであるが、問題とされなければならないのは、まず第一にその分離の実体であり、第二に分離の位置づけである。

まず分離の実体とは分離されたそれぞれの国家群の間の権利義務その他のバランスの問題である。Oigardは、この条約は核兵器国の目から見ればほぼ理想的なものであるが、非核兵器国にとってはそれほど魅力的なものではないと述べ、両者の間にバランスが欠けていることを指摘している⁽¹⁾。MendiもNPTはこれらの国家間の区分を神聖化しており、核兵器国は伝統的な国家主権の原則に基づいて行動できるが、非核兵器国は条約によりその主権に対する重大な制限を受け入れなければならないと述べ、二つの国家群の差別を強調している⁽²⁾。このようにNPT

体制の実質的内容である核兵器国と非核兵器国間の権利義務のバランスは全く公平でなく、核兵器国に極めて有利なものとなっていることは、多くの非核兵器国により、また多くの学者により指摘されている。

NPT体制の中心は核兵器国に核兵器の所有を認め、非核兵器国には核兵器の所有を否定するところにある。核兵器国であるか否かは、核兵器その他の核爆発装置との関連においてのみ重要性をもつもので、国家間のその他の関係にいかなる方法によっても影響を与えることを許されてはならないと主張されているが、⁽³⁾ 実際にはそこにとどまらず、国際関係のより広汎な場面に拡大されている。⁽⁴⁾ これに関して Hudson は、「これらの軍事的効果よりもっと重要なのは、その政治的影響である。この条約及び安全保障理事会決議により、二超大国は世界のための共同の核に関する警察官 (joint atomic policemen for the world) の役割を広汎に引き受けるだろう」と述べ、⁽⁵⁾ NPT体制の政治的な意味を強調しており、さらに Millar は、「不拡散条約は、疑いもなく共同統治 (condominium) の行使であり、少なくとも共同管理の試みである」と結論している。⁽⁶⁾ このように、NPT体制は、核兵器の分野における核兵器国の独占を意味するのみならず、原子力の平和利用を含め国際社会の広汎な側面において、米ソを中心とする核兵器国による非核兵器国の支配という構造になっていることは明らかである。

第二にNPT体制の位置づけの問題は、上述のような極めて不平等かつ差別的な実体をもつNPT体制を核軍縮との関連でどう位置づけるかの問題である。NPTの交渉過程において、多くの非核兵器国はNPTと核軍縮の結合を要求したが、米ソ両国はそれを将来の問題とし、まずNPTを成立させることを主張したため、それらの要求は第六条の規定及び再検討会議における審議に委ねられた。すでに検討したように、NPT体制の基本構造を形成しているNPT第一条及び第二条はすべて核兵器不拡散の論理に従っており、核軍縮の論理が入り込む余地は全くないが、条約に第六条の約束及び再検討会議の開催が規定されることにより、条約が形成された時期にはNPTは

核軍縮の展望の中に位置づけられると多くの国は考えていた。そのような展望をもって多くの非核兵器国が条約に参加したにもかかわらず、現実には核軍縮への進展はほとんどなく、逆にNPT体制のみを強化する措置がとられており、NPT体制を核軍縮に向けての暫定的な過渡的な措置として位置づけるのではなく、NPT体制それ自体を独立した措置としてそれを恒久化する方向に現実に進んでいる。

一二〇国近くがNPTに参加しているが、NPT体制はその普遍性を確保しているわけではない。インドはこのNPT体制に正面から挑戦しているし、NPTに加入していない重要な潜在的核兵器国が存在している。NPT体制の不等性及び差別性は明らかであるが、新しい核兵器国の出現はさらに国際社会の平和と安全に悪影響を与えるであろう。NPTに加入しない国にはそれぞれその国に特有の理由が存在するのはもちろんであるが、一般的にNPT体制の不等性及び差別性が原因となっている。したがって、この普遍性の確保の問題と、NPT体制を核軍縮の展望の中に置くことの問題は相互依存的なものである。Falkはこの点に関して、「本質的に差別的な世界構造の生存可能性は、実用的な理由からも原則的な理由からも疑問である。したがって世界秩序分析の主要な結論は、不拡散の目標は全面的な非核化という信頼しうるプログラムのうちに統合すべきであるということである」と述べている。

現在のNPT体制はそれ自身の中に多くの矛盾をかかえるものであり、その矛盾が解決されない限りNPT体制の存立も危うくなるものであるから、核軍縮の進展その他によりNPT体制の不等性及び差別性を減少させる方向に各国、特に核兵器国の努力が向けられるべきである。

- (一) P. L. Øigard, "The Soviet-American Draft Non-Proliferation Treaty: Will It Work?", C. F. Barnaby (ed.), *Preventing the Spread of Nuclear Weapons*, 1969, pp. 213—214.

- (2) W. Mendl, "The Spread of Nuclear Weapons : Lessons from the Past", C. F. Barnaby (ed.), *Preventing the Spread of Nuclear Weapons*, 1969, p. 177.
- (3) Atsuniko Yatabe, "A Note on the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons : The Japanese Point of View", *Japanese Annual of International Law*, No. 14, 1970, p. 22.
- (4) Lincoln P. Bloomfield, "Nuclear Spread and World Order", *Foreign Affairs*, Vol. 53, No. 4, July 1975, pp. 743—755.
- (5) Richard Hudson, "N. P. T. : Nuclear Watershed", *The Atlantic Community Quarterly*, Vol. 6, No. 3, Fall 1968, p. 432.
- (6) T. B. Millar, "The Nuclear Non-Proliferation Treaty and Super Power Condominium", Carsten Holbraad (ed.), *Super Powers and World Order*, 1971, p. 73. *大國主義の側面から見たNPTの意義と日本への影響。 Daniel Keohane, "Hegemony and Nuclear Non-Proliferation", *Yearbook of World Affairs*, Vol. 35, 1981, pp. 8—22. 参照。
- (7) Richard Falk, "Nuclear Weapons Proliferation as a World Order Problem", *International Security*, Vol. 1, No. 3, Winter 1977, pp. 135—136.

（本稿は昭和五八年度文部省科学研究費一般研究Cによる成果の一部である。）

（一九八三・六・一）